

点検評価ポートフォリオ

静岡県立農林環境専門職大学

令和7年3月

はじめに

本年度（令和7年）は新設大学として開学して6年目を迎えた。学校教育法第109条第1項に基づく自己点検評価について、この「点検評価ポートフォリオ」を作成・公表することとし、今回が5度目となる。これと並行して、文部科学省への設置計画履行状況報告を毎年度行ってきたが、これまで、大学と短期大学部共に、設置計画の確実な履行が担保されているとの評価を頂いた。大学については、令和5年度が完成年度となり、設置計画履行状況等調査（AC）の实地調査を受審し、令和6年3月の最終年度末の評価においても指摘は受けていない。自己点検評価を着実に実施してきたことが、この好結果につながったものと考えている。

令和6年度は、大学、短期大学部とも学校教育法第109条第3項に定める5年に一度の分野別認証評価を受審する年度に当たっていた。農林業分野の専門職大学を担当できる認証機関が未確立であったため、代替措置として外部評価委員会による第三者認証を受審することで対応した。我が国の大学の質保証の仕組みは、大学設置の審査による事前審査を中心とした制度から、設置審査の後に設置計画履行状況等調査と機関別認証評価等の事後評価を加えた制度に変化した。本学はいま、AC及び分野別認証評価を終え、令和8年度に受審する機関別認証評価の準備を行っており、事後評価制度の真っただ中におかれている状況である。

これまで、PDCAサイクルを定着させる取組として、自己点検評価委員会委員長からの改善指導を徹底するよう、各委員会に「改善指示への対応報告書」の提出を求めることとした。また「学修成果」の可視化について協議し、「学修成果の可視化のための学内評価一覧」として取りまとめた。これは、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施方針）、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）の3ポリシーに次ぐ「アセスメントプラン」の策定に近い内容を含んでいる。

大学設置基準等の一部を改正する省令等が令和4年10月1日から施行された。専門職大学設置基準において、「自己点検・評価及び認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うこと」が明確化されている。また、同基準では、各大学における内部質保証は学位プログラム（3つのポリシーに基づいて編成されるもの）を基礎として行われるべきことも明確化されている。

本学では、これまで行ってきた自己点検評価の取組をさらに充実させ、公立大学として社会に対する説明責任を果たし、透明性の高い運営や恒常的な改善に努め、県民に開かれた大学づくりを推進していく方針である。

静岡県立農林環境専門職大学学長
（自己点検評価委員会委員長）

鈴木 滋彦

目次

大学の概要	1
I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料	5
イ 教育研究上の基本となる組織に関する事	7
ロ 教員組織に関する事	10
ハ 教育課程に関する事	16
ニ 施設及び設備に関する事	28
ホ 事務組織に関する事	33
ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関する事	41
ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関する事	44
チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関する事	47
リ 財務に関する事	54
ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する事	58
II 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料	63
III 「基準 3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料	73

大学の概要

(1) 大学名

静岡県立農林環境専門職大学

(Shizuoka Professional University of Agriculture)

(2) 所在地

〒438-8577 静岡県磐田市富丘678-1

(3) 学部等の構成

生産環境経営学部 生産環境経営学科

(4) 学生数及び教職員数

〈学生数〉

(年・人)

学部名称(学位)	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	入学者数				
					R 3	R 4	R 5	R 6	合計
生産環境経営学部 (農林業学士(専門職))	4	24	—	96	28	26	30	25	109

※入学者数の合計は在学生数と一致しない。

〈教員数〉

(人)

	専任教員数						兼務※ 教員数
	教授	准教授	講師	助教	計	助手	
生産環境経営学部	12	7	3	2	24	—	30
うち実務家教員	6	3	3	1	13	—	15

※短期大学部との兼務者及び非常勤講師

〈教員以外の職員数〉

(人)

職種	専任	兼任	計
学長	1	—	1
事務職員	18	—	18
技術職員	—	—	—
図書館専門職員	1	—	1
その他の職員	—	—	—
計	20	—	20

※短期大学部との兼務を含む

（５）目的

静岡県立農林環境専門職大学は、将来の農林業の現場を支えていくとともに、農山村の景観、環境、文化等を守り育みながら地域社会を支えていく農林業者の養成を通じて、農林業及び地域社会の発展に貢献することを目的とする。

（６）理念

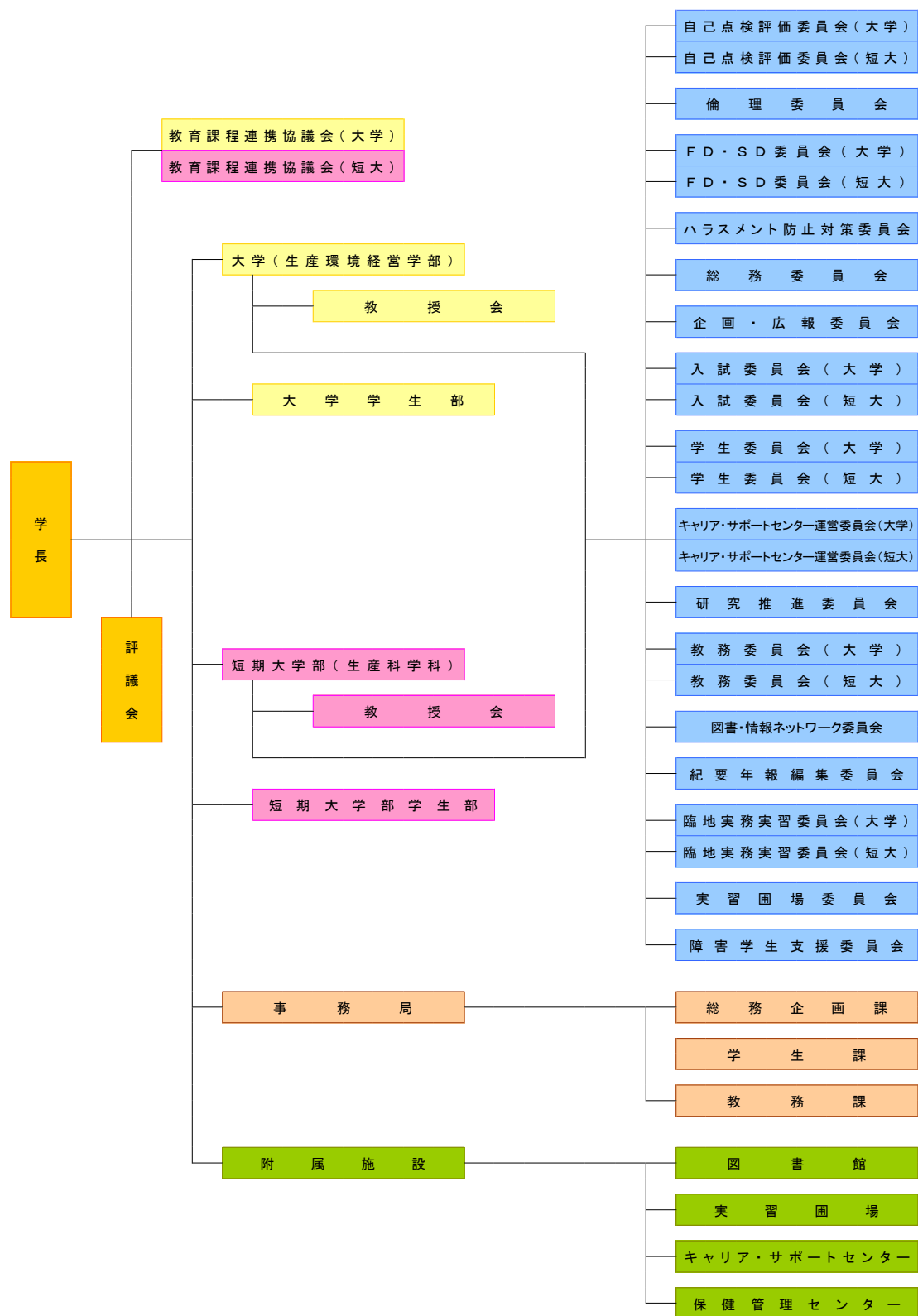
前身の静岡県立農林大学校の校訓である「耕土耕心」、すなわち「大地を耕すことは自らの心を耕すことである」という理念を尊重した上で、年齢や国籍、性別を問わず、「多彩で高品質な農林産物を生産する本県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の経営を牽引していくことができる高度な実践力と豊かな創造力を備え、各分野の経営体において中核を担う人材であるとともに、自らが農林業を営む農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会における将来のリーダーとして、それらを守り育ていくことができる人材」を養成することを基本理念とする。

（７）特徴

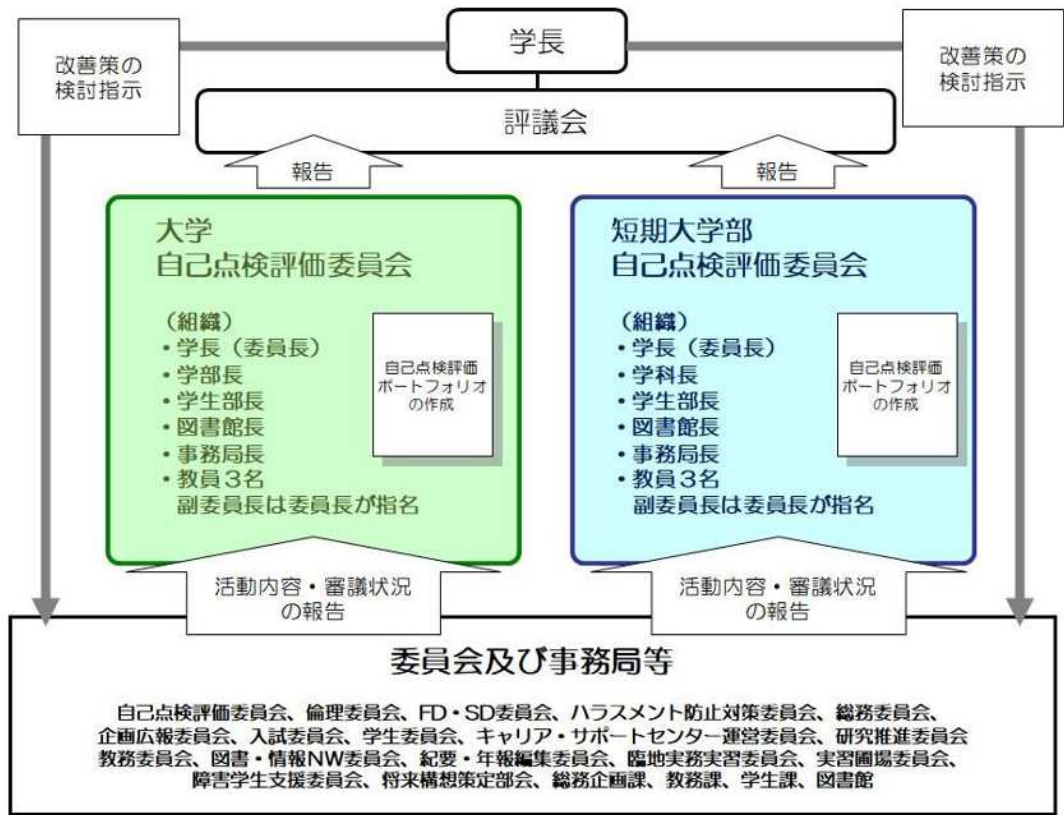
基本理念の実現に資するよう、本学は次のような特色を有する。

- ①栽培、林業、畜産の各分野の経営体において中核を担う人材であるとともに農山村の地域社会を支える人材の育成
- ②コース別履修科目と分野横断的な共通履修科目を適切に組み合わせた教育課程
- ③少人数授業
- ④実習・演習を中心とした授業
- ⑤農林業経営体における臨地実務実習
- ⑥現場課題をテーマとしたプロジェクト研究
- ⑦１年次全寮制の導入

(8) 大学組織図 (令和6年4月1日現在)



(9) 内部質保証体制図



静岡県立農林環境専門職大学
学修成果の可視化のための学内評価一覧

自己点検評価評価委員会

本学の教育カリキュラムが3つのポリシーに基づき適切に機能しているかを3つの段階で、多面的、総合的に、評価するための指標の一覧

区分	入学前・入学直後 (アドミッション・ポリシー)		在学中 (カリキュラム・ポリシー)		卒業時 (ディプロマ・ポリシー)	
	項目	担当委員会(事務局)	項目	担当委員会(事務局)	項目	担当委員会(事務局)
大学	入学試験	入試(学生課)	GPA評価	教務(教務課)	GPA評価	教務(教務課)
	新入生アンケート	学生(学生課)	修得単位数	教務(教務課)	大学評価アンケート(3月)	学生・FDSD(学生課・教務課)
			成績分布	教務(教務課)	学位授与数	教務(教務課)
			授業評価アンケート(各期末)	FDSD(教務課)	資格取得	キャリアサポート(学生課)
			大学評価アンケート(3月)	学生・FDSD(学生課・教務課)	就職率・自家就職率	キャリアサポート(学生課)
			留年率・退学率・休学率・退学率	学生(学生課)	卒業生調査(卒業3年後) ²⁾	キャリアサポート(学生課)
			資格取得 ¹⁾	キャリアサポート(学生課)	就職・採用先アンケート	キャリアサポート(学生課)
コース			教育課程連携協議会	教務(教務課)		
			GPA評価	教務(教務課)	就職率・自家就職率	学生(学生課)
			修得単位数 ³⁾	教務(教務課)	プロジェクト研究	プロ研・後期担任(教務課)
			授業評価アンケート(各期末) ⁴⁾	FDSD(教務課)	ルーブリック評価 ⁵⁾	後期担任(教務課)
授業科目			ルーブリック評価 ⁵⁾	後期担任(教務課)	資格取得	キャリアサポート(学生課)
			インターンシップ参加	キャリアサポート(学生課)		
	農林業基礎科目の成績評価(前期) ⁷⁾	担当教員(教務課)	成績評価	担当教員(教務課)		
			ルーブリック評価 ⁸⁾	担当教員(教務課)		
			出席状況	担当教員(教務課)		
			授業評価アンケート(各期末)	担当教員・FDSD(教務課)		

- 1) 在学中の斡旋資格取得者の学内共有化 2) 卒業後の学生調査(就業状況等)を実施
3) 学生の取得単位を実習担当教員も共有化 4) 各期の授業評価を実習担当教員も共有 5) コース別ルーブリックを教員学生で共有
6) コース別ルーブリックで学生の自己評価を共有 7) 経営・農林業基礎科目(農林業経営学、経営管理論、農学概論)の成績評価をホームルーム担任も共有
8) 各講義でルーブリック評価を実施する

I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 目的

本学は、将来の農林業の現場を支えていくとともに、農山村の景観、環境、文化等を守り育みながら地域社会を支えていく農林業者の養成を通じて、農林業及び地域社会の発展に貢献することを目的とし、学則第1条に規定している。

2) 理念

また、前身となる静岡県立農林大学校の校訓である「耕土耕心」、すなわち「大地を耕すことは自らの心を耕すことである」という理念を引き続き尊重した上で、年齢や国籍、性別を問わず、「多彩で高品質な農林産物を生産する本県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の経営を牽引していくことができる高度な実践力と豊かな創造力を備え、各分野の経営体において中核を担う人材であるとともに、自らが農林業を営む農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会における将来のリーダーとして、それらを守り育んでいくことができる人材」を養成することを基本理念としている。

学則を含め、本学の規程関係は、大学のホームページ内に「学則・規程集」として公開している。基本理念についても、「基本理念」として分かりやすく掲載し、学生だけでなく社会に広く公表している。

3) 学部・学科 収容定員

収容定員は次のとおりとする。(人)

学部	学科	入学定員	収容定員
生産環境経営学部	生産環境経営学科	24	96

現場の課題に柔軟に対応できる実践力を養うためには、学生が常に当事者意識を持ち、主体的に学習に取り組むことが出来る環境づくりが重要である。本学では基本的に講義は最大1学年単位で行うほか、教育効果や安全性に配慮し、より細やかな指導が必要となる実習科目や大型機械を使う実習科目の授業の多くを10名程度の少人数で行うこととしている。

4) 大学の名称

ア 大学の名称

本学の名称を「静岡県立農林環境専門職大学」とし、国際表記を「Shizuoka Professional University of Agriculture」としている。「農林」で、農林業生産及び経営に関する実践的知識・技術について学ぶことを示し、「環境」で、農林業の営みを通じて形成される農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会における将来のリーダーとし

て、それらを守り育んでいくことができる人材を養成するという本学の特色を示している。

イ 学部及び学科の名称

「生産環境経営学部 生産環境経営学科」

農林業の基礎となる「生産」の知識や技術と、栽培、林業、畜産の各分野の経営に必須となる「経営」の理論を学ぶことにより、農林業を成長産業として発展させ、さらに本学において「環境」で表現する「農林業の営みを通じて形成される農山村地域の環境」について学ぶことで、農山村の地域社会を支えていくことができる人材の養成を行うことから、名称を「生産環境経営学部」とし、国際表記を「Faculty of Agricultural Production and Management」とする。また、1学部1学科の構成であるため、学科の名称は、「生産環境経営学科」とし、国際表記を「Department of Agricultural Production and Management」としている。

ウ 本学の愛称

本学が多くの方から親しまれる大学となるよう、令和元年度一般公募を行い、応募総数824件の中から、選定委員会の審査により最優秀賞に選ばれた『アグリフォーレ』に決定。大学ホームページ及びテレビCM等で広く県内外へ広報を実施している。

5) 将来構想（ビジョン）

学長が県立の専門職大学（四大、短大併せた）の社会的な役割を踏まえて定める中長期的な方向性や目指す姿として、令和5年度末までにAgrifore Vision 2030を策定し、本年度は外部発信へ向けた内容及び文言の最終校正を行い、年度内の公開を目指している。

『アグリフォーレ』：Agriculture(農業)の“アグリ”とForestry（林業）やForest（森）の“フォーレ”を合わせた造語で、「農業・林業のプロフェッショナルを養成する大学」、「農林業を学ぶ緑豊かな森のような学び舎」などの意味が込められている。

☒ 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点	特になし。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
教育基本法	
第七条（大学） 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。	静岡県立農林環境専門職大学学則第1条（目的）【資料A 01-03-1】 大学HP「基本理念」 (https://shizuoka-norin-u.ac.jp/overview/philosophy/)
学校教育法	
第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。	(同上)
第八十三条の二 前条の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とするものは、専門職大学とする。 ② 専門職大学は、文部科学大臣の定めるところにより、その専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。	
専門職大学設置基準	
（教育研究上の目的） 第二条 専門職大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	(教育基本法第7条と同一)
（学部） 第四条 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであって、教育研究上適当な規模内容を有し、教育研究実施組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。	
（学科） 第五条 学部には、専攻により学科を設ける。 2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。	
（課程） 第六条 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。	—
（収容定員） 第八条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第七十七条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 2 収容定員は、教育研究実施組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。 3 専門職大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数収容定員に基づき適正に管理するものとする。	静岡県立農林環境専門職大学等の設置、管理及び授業料等に関する条例施行規則第2条（学科、修業年限及び収容定員）【資料A 01-02】 静岡県立農林環境専門職大学学則第21条（収容定員）【資料A 01-03-1】
※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること	
（専門職大学等の名称） 第五十四条 専門職大学は、その名称中に専門職大学という文字を用いなければならない。 2 専門職大学、学部及び学科（以下「専門職大学等」という。）の名称は、専門職大学等として適当であるとともに、当該専門職大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	大学HP「愛称・校章について」 【https://shizuoka-norin-u.ac.jp/oovervie/agriforet/】

ロ 教員組織に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 大学として求める教員像

本学が求める教員像は、専門分野における研究業績及び研究能力、若しくは、実務の経験及び実務の能力を有する者であるとともに、建学の精神である「耕土耕心」の理念を尊重し、教育目標及び本学が果たすべき使命を理解し、その実現に向けて真摯に取り組むことができる者である。

具体的には「教育」「研究と社会貢献」「自己研鑽」「管理運営」に関する以下の項目について実践することが求められる。

- (1) ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミSSION・ポリシーの3つの教育方針を十分理解し、熱意と責任感を持って学生支援にあたることができる者
- (2) 研究成果を広く地域社会に還元し、研究者としての社会的な責務を果たすことができる者
- (3) 優れた人格と識見を備え、高度な専門知識により本学の教育・研究を担当するに相応しい能力を有し、絶えず自己研鑽に努める者
- (4) 専門職大学の特徴を理解し、学生及び教職員と信頼関係を築き、自らの役割を積極的に果たして、大学運営に寄与することができる者

2) 管理運営体制

大学の運営に関する重要事項を審議する「評議会」、及び教員人事、教育研究に関する重要事項等を審議する「教授会」を置くとともに、専門的事項を審議する「委員会」を設置している。評議会、教授会、及び委員会については、学則第4章―第14条、15条、及び16条によりそれぞれ設置を定め、静岡県立農林環境専門職大学評議会規程、教授会規程、及び各種委員会規程にて詳細を定めている。

これら合議体の審議機関のほかに、教育課程の編成・実施・評価などについて、学長に意見を述べる組織として、学外委員等で構成する「教育課程連携協議会」を設置している。教育課程連携協議会については、学則第17条により設置を定め、静岡県立農林環境専門職大学教育課程連携協議会規則にて詳細を定めている。

また、学内の運営に関する案件等の情報収集と調整を図るため、学長、四大学部長、短期大学部学科長、事務局長で構成する「4役会議」を月2回開催している。

なお、本学は短期大学部と併設であるため、大学運営のガバナンスの観点から、学長は短期大学部の学長を兼務しており、「評議会」も短期大学部の事項を併せて審議している。

3) 評議会

先述のとおり学則第4章―第14条により設置を定め、静岡県立農林環境専門職大学評議会規程に基づき運営している。評議会は、学長、学部長、学科長、図書館長、事務局長、学生部長、学部及び短期大学部の教授会が選定する教授各2名で構成し、原則として月1回下記の事項を審議している。

<審議事項>

- (1) 学則その他重要な規程の制定改廃に関する事項
- (2) 予算概算の方針に関する事項
- (3) 学部、学科その他重要な施設の設置廃止に関する事項
- (4) 教員人事の基準及び方針に関する事項
- (5) 教育課程の編成方針に関する事項
- (6) 学生の厚生補導及びその身分に関する重要事項
- (7) 学生の入学、卒業その他学生の在籍に係る方針及び学位の授与に係る方針に関する事項
- (8) 教育研究に係る自己点検評価に関する事項
- (9) その他の機関の連絡調整に関する事項
- (10) その他専門職大学の運営に関する重要事項

なお、令和6年度は、計14回（令和6年4月15日、5月21日、6月18日、7月16日、9月17日、10月17日、11月19日、12月4日、12月17日、令和7年1月21日、2月12日、2月18日、3月4日、3月18日）開催され、大学の運営に関する重要事項を審議した。

4) 教授会

先述のとおり学則第4章―第15条により設置を定め、静岡県立農林環境専門職大学教授会規程に基づき運営している。教授会は、すべての専任の教授、准教授、講師及び助教で構成し、下記の事項を審議している。なお、事務職員との連携の観点から、毎回必ず教務課職員1、2名が参加している。

<審議事項>

- ア 学部長の選考
- イ 教員の人事
- ウ 学生の入学及び卒業
- エ 学位の授与
- オ その他教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

なお、令和6年度は、計13回（令和6年4月9日、5月7日、6月4日、7月2日、8月6日、9月3日、10月1日、10月11日（臨時）、11月5日、12月3日、令和7年1月9日、2月4日、3月4日）開催され、大学の運営に関するすべての必要事項について協議（各種委員会での検討事項については報告）が行われた。

5) 教員組織、及び専任教員数

教員組織については、学則第3章―第8条（職員）、第8条の2（学長）、第9条（学部長）及び第12条（学生部長）においてそれぞれの役職を置くことを定めている。栽培、林業、畜産の各分野に、大学等での教育歴が豊富な教員と農林業現場での実績がある実務家教員をバランス良く配置

し、理論から実学までの幅広い教育研究に十分な対応ができるよう配慮している。

6) 授業科目の担当

「栽培コース」、「林業コース」、「畜産コース」の3コースを置き、各分野の基礎的知識の修得に加え、より専門的に学ぶことができるようカリキュラムを編成して実践的な知識を得られるようにしていることから、各分野については実務に即した教育内容とし、実習科目を多く設けており、より実践的な知識、ノウハウを学ぶことができるよう実務家教員の比率を高くしている。ただし、理論から実学までの教育研究に十分対応できるよう配慮するため、大学等での教育歴が豊富な専任教員と、農林業現場での実績があり、かつ、研究能力を有する実務家教員を栽培、林業、畜産の各分野に配置している。併設する静岡県立農林環境専門職大学短期大学部の実務家教員を実習系科目の兼務として配置するなど授業を共同で担当するようにし、授業計画から実施までをスムーズに行えるよう配慮した。

また、令和5年度末で教員が8名退職したことから、退職教員から後任教員への授業内容の引継ぎと共に、授業担当の大幅な調整を行った。

7) 専任教員、専任教員数

専任教員の分野別・職位別の構成は下記の表のとおりである。

分野別・職位別の教員構成 (人)

分野	職位別の人数 (うち実務家教員の数)				
	教授	准教授	講師	助教	合計
栽培	4 (4)	3 (2)	2 (2)	1 (1)	10 (9)
林業	2 (1)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	4 (2)
畜産	2 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	3 (1)
その他*	4 (1)	2 (0)	0 (0)	1 (0)	7 (1)
合計	12 (6)	7 (3)	3 (3)	2 (1)	24 (13)

*経営、農山村振興、食品分野など

8) 教員の募集・採用・昇任等

令和6年度末で教授2名が退職するため、静岡県立農林環境専門職大学等教員選考規程に基づく選考委員会を設置し、公募及び応募者の審査を行った。その結果、教授1名、講師1名が選考され、教授会において承認され、令和7年4月1日付けで着任予定である。また、令和7年度の昇任人事も選考委員会で審議され、准教授から教授へ1名、講師から准教授へ1名の昇任が教授会において承認された。

また、本学における学術研究の進展を図るため、令和6年度は客員教授候補者5名の推薦があり、教授会において承認された。この内3名は継続、2名は新規の就任である。

☒ 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。	
優れた点	・学長、評議会、教授会を軸としつつ、各種委員会を組織して定期的な審議のもと学内運営を実施している他、学外委員等で構成する教育課程連携協議会を設置している。学術系から実務系までの教育研究に十分対応できるよう配慮するため、大学等での教育歴が豊富な専任教員と、農林業現場での実績があり、かつ、研究能力を有する実務家教員を栽培、林業、畜産の各分野に配置している。 ・教員の退職に伴う採用及び昇任人事を円滑に行うことができた。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
学校教育法	
第九十三条 大学に、教授会を置く。 ② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 一 学生の入学、卒業及び課程の修了 二 学位の授与 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの ③ 教授会は、前項に規程するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。 ④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。	静岡県立農林環境専門職大学学則第15条（教授会）【資料A 01-03-1】 静岡県立農林環境専門職大学教授会規程【資料A 02-02-1】
専門職大学設置基準	
（教育研究実施組織等） 第三十一条 専門職大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 専門職大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該専門職大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。 3 省略 4 省略 5 省略 6 専門職大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 7 専門職大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として基幹教員を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。	静岡県立農林環境専門職大学学則第8条（職員）【資料A 01-03-1】 静岡県立農林環境専門職大学評議会規程【資料A 02-01】 静岡県立農林環境専門職大学学長選考等に関する規程【資料A 04-01】 静岡県立農林環境専門職大学学長適任者選考会議規程【資料A 04-02】 静岡県立農林環境専門職大学学部長選考等に関する規程【資料A 04-03】 静岡県立農林環境専門職大学等図書館長選考規程【資料A 04-05】
※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第92条、専門職大学設置基準第38条から第42条を参照すること	静岡県立農林環境専門職大学等学生部長選考規程【資料A 04-06】
（授業科目の担当） 第三十二条 専門職大学は、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であって、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該専門職大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。 2 専門職大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。 3 専門職大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他専門職大学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。	静岡県立農林環境専門職大学教員定年規程【資料A 07-01】 静岡県立農林環境専門職大学等教員の採用及び昇任選考基準【資料A 04-09】 静岡県立農林環境専門職大学等教員選考規程【資料A 04-10】 静岡県立農林環境専門職大学等非常勤講師に関する規程【資料A 04-08】
（基幹教員数） 第三十四条 専門職大学における基幹教員の数は、別表第一イにより当該専門職大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる基幹教員の数と第五十八条の規定により得られる当該共同学科に係る基幹教員の数を合計した数）と別表第一ロにより専門職大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員の数を合計した数（次条において「必要基幹教員数」という。）以上とする。	教員名簿（大学）【資料C 04】 設置認可関係書類「教育組織等の編成の考え方及び特色」【資料B 01-05】 教職員組織図【資料C 01】
※ 基幹教員の数については、専門職大学設置 基準別表第一・別表第二を参照すること	
（実務の経験等を有する基幹教員） 第三十五条 必要基幹教員数のおおむね四割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（次項において「実務の経	

験等を有する基幹教員」という。)とする。 2 実務の経験等を有する基幹教員のうち、前項に規定するおおむね四割の基幹教員の数に二分の一を乗じて算出される数(小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。)以上は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一 大学において教授、准教授、基幹教員としての講師又は助教の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者 二 博士の学位、修士の学位又は学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者 三 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者 3 第一項に規定するおおむね四割の基幹教員の数に二分の一を乗じて算出される数(小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。)の範囲内については、基幹教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う者で足りるものとする。ただし、当該者の数は、別表第一イ備考第二号ただし書の規定により複数の学部について算入する基幹教員の数並びに同表備考第三号及び別表第一ロ備考第三号の規定により算入する教員の数と合わせて、必要基幹教員数の四分の一を超えないものとする。	
--	--

ハ 教育課程に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 学生の受け入れ

1) 学生の受け入れ方針

本学に入学することのできる者は、学則第 25 条により規定している。下記のアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）は、入学者選抜要項や学生募集要項に記載し、本学ホームページ上で公開した。

○農林業生産技術や経営などを学ぶ上で必要な基礎学力と知識を身に付けている人

○課題解決や新たな価値の創造に取り組むために、従来の常識にとらわれない柔軟な思考力を備えている人

○農林業に高い関心を持ち、農林業や経営の中核となり、農林業の発展に貢献する意欲がある人

○自然と共生し地域の人々と協働しながら、持続的な社会の発展に自らの能力を活かしていく意欲がある人

2) 学生の募集

令和 7 年度（2025 年度）学生募集要項を定めて本学ホームページ上に公開し、出願関係様式集は、請求のあった計 65 名に発送した。

3) 入学者の選抜

本学の入学試験の実施は入試委員会において審議することと、入試委員会規程に規定している。

令和 6 年度の入試委員会は 9 回（令和 6 年 4 月 26 日、5 月 31 日、8 月 23 日、10 月 16 日、11 月 15 日、11 月 27 日、令和 7 年 1 月 22 日、2 月 7 日、3 月 3 日）開催し、令和 7 年度入学者選抜について検討を行った。

4) 入学者選抜体制

令和 2 年度以降は学内の関係教職員による入試委員会を組織し、入学試験の企画・実施・事後評価を行った。合否の判定については入試委員会による原案をもとに教授会で合否判定案を作成し、これを評議会において審議し、学長が決定した。

<選抜方法>

入学志願者の能力、意欲、適性等を多面的・総合的に判断した。判定に当たっては知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性等について本学のアドミッション・ポリシーに従って適切に評価した。また、入試方法の多様化を図るため、一般選抜のほか、現役生を対象とし、本学指定の基準の学業成績を前提として、人物的にも優秀で、出身の高等学校長が推薦するものを対象とした推薦型選

抜、社会人及び留学生など多様な背景を持った学生を受け入れるための特別型選抜を実施した。3年次編入は、2年生の在籍人数が学年定員（24人）を大幅に超過（30人）しているため実施しなかった。今年度は、3年次編入に関わる編入試験実施基準を入試委員会が策定した。なお、この実施基準に従い、令和7年度の編入試験は実施しない見込みである。

＜社会人、外国人留学生に対する配慮＞

社会人選抜、留学生選抜による入学者に対しては、それぞれ入学後に円滑に学修を進めることができるよう、個別面談など適切な支援を行った。

5) 定員管理の動向

＜令和7年度の入試状況＞

令和7年度の一般選抜は、定員12名、志願者数28名、受験者27名、合格者数15名で実質倍率1.8倍、推薦型選抜は、定員12名、志願者・受験者数21名、合格者数11名で実質倍率1.9倍、特別型選抜は志願者・受験者数3名で合格者は1名であった。令和2年度から7年度の一般選抜及び推薦型選抜の志願者数及び志願倍率は下表のとおりで、一般選抜及び推薦型選抜ともに、概ね2倍程度の受験倍率となっている。

志願者数及び志願倍率の推移

(単位：人)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
一般選抜	48(4.0)	47(3.9)	34(2.83)	49(4.08)	22(1.83)	28(2.33)
推薦型選抜	18(1.5)	24(2.0)	20(1.67)	52(4.33)	24(2.0)	21(1.75)

()内は志願倍率

＜入試科目の変更＞

令和7年度入試からは、学校長推薦選抜では面接の中に口頭試問を追加した。これにより、受験生の農林業への関心や知識を、より客観的に評価できるようになった。また、一般入試の科目変更（共通テストの英語を必修）を行った。これにより、普通高校の生徒がより受験しやすくなるとともに、英語関連の資格加点を廃止することで公平性を高めた。なお、資格加点の要件からは、英語関係の資格は削除した。

2 教育課程

1) 学位授与の方針

本学のディプロマ・ポリシーは、農林業の基幹分野である栽培、林業、畜産における高度な実践力と創造力を備えた人材の育成を明確に掲げている。特に、各分野の経営体において中核を担うだけでなく、農山村の地域社会における将来のリーダーとしての資質も重視している。具体的には、以下の

点で農林業経営のリーダー及び地域社会のリーダー育成を明確に示している。

（１）幅広い知識とコミュニケーション能力、多面的思考力の育成は、リーダーに不可欠な資質を明確に示している。

（２）経営管理能力や加工・流通・販売に関する知識の習得は、農林業経営の多角化や大規模化に対応できるリーダーの育成を具体的に示している。

（３）生産現場の状況把握と先端技術に関する知識の習得は、現場主義に基づいた実践的なリーダー育成を明確に示している。

（４）農山村の環境保全、伝統・文化の継承に関する知識の習得は、地域社会のリーダーとしての役割を具体的に示している。

（５）地域資源を活用した新たな事業展開の手法理解は、イノベーティブな経営リーダー育成を明確に示している。

（６）課題探求能力と情報収集・分析・表現能力の育成は、リーダーに求められる問題解決能力の習得を具体的に示している。

これらの項目は、農林業経営のリーダー及び地域社会のリーダーに求められる資質・能力を網羅的かつ具体的に示しており、本学の教育目標が明確に反映されている。また、各項目は相互に関連し合い、総合的な人材育成を目指していることも明らかである。

以上より、本学のディプロマ・ポリシーは、農林業生産の経営を牽引し、農山村の地域社会における将来のリーダーの育成を目指して、具体的かつ明確に策定されていると言える。

なお、学位の授与については学則第 41 条で定め、学則で定めた各科目群の卒業必要単位をもって、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

2) 教育課程の編成方針

前述の本学の「基本理念」に掲げる養成人材像並びに「ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）」を実現するためのカリキュラム・ポリシーは、①必要な知識などを身に付けるための科目群を、講義、演習、実習等を効果的に組み合わせて編成する、②栽培、林業、畜産の各分野に対応した 3 コース制とし、2 年次から栽培コース、林業コース、畜産コースに分かれて、各コースの専門的な知識・技術に関する科目と 4 年間を通じて配置する分野横断的な共通の履修科目を適切に組み合わせて教育課程を編成する、③少人数教育や実習・演習を重視した教育課程により、実践力や創造力を養成するとしている。上記に基づいて、学部及び学科等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するとし、学則第 30 条に規定している。

令和 6 年度の教務委員会は 13 回（令和 6 年 4 月 2 日、4 月 30 日、5 月 29 日、6 月 24 日、7 月 29 日、8 月 26 日、9 月 26 日、10 月 28 日、11 月 25 日、12 月 23 日、令和 7 年 1 月 27 日、2 月 17 日、3 月 24 日）開催し、教育課程の編成方針について検討を行った。

3) 教育課程の編成方法

授業科目の開設、教育課程の編成及びそれらの見直しは、教育課程連携協議会の意見を基に、教務

委員会において審議するとともに、適切な体制を整えて行うものとする、学則第 30 条 2 項に規定している。令和 6 年度は、これに関連する大きな教育課程の変更はなかった。

4) 専門職大学の授業科目

授業科目は、基礎科目、職業専門科目、展開科目及び総合科目に分ける。授業科目及び単位数は別表 1 のとおりとすると、学則第 31 条で規定している。

授業科目について以下の検討を行った。

- ・授業科目について教員や学生から様々な意見が出されてきつつあることから、教育課程 WG で、授業科目の検討を引き続き行った。
- ・令和 7 年度シラバスの作成方針について：関連授業に関しては授業内容に重複や不足がないように教員間で十分調整する。教員同士でシラバスのチェックを行った。

5) 単位、単位の授与

ア 単位の計算方法

各授業科目の単位数は、学則第 32 条において規定している。なお、令和 4 年 10 月 1 日から施行された専門職大学設置基準の一部改正に伴い、令和 5 年 4 月 1 日付で学則 32 条を変更し、1 単位に必要な時間数について一律 15 時間から 45 時間の範囲で 1 単位として計算することとした。

イ 単位の授与

単位の授与は、学則第 35 条において規定している。また、単位の授与及び成績の評価の実施に関し必要な事項は、別（履修細則）に定めている。単位の授与は、学則に基づき、各授業科目を履修した者には、評価の上、単位を認定する。認定の方法は、各種試験、グループワーク、発表、レポート等の成果物、授業・実習・演習の取り組み方などにより、各授業科目担当者が科目の特性を考慮して定める。授業科目と単位数については、学則別表 1 のとおり。

6) 授業期間

授業期間は大学学則により次のように規定している。

学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる（学則第 18 条）。学年を次の 2 学期に分ける。前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで、後期 10 月 1 日から 3 月 31 日まで（学則第 19 条）。

7) 授業の方法

本学の入学定員は 24 名、4 学年合計の収容定員は 96 名である。

収容定員 96 名に対して、専任教員を 24 名（教員一人当たりの学生数は 4.0 人）配置することから、少人数教育を実施しやすい体制を備えている。

本学ではこの特色を生かし、基本的に講義は 1 学年定員 24 人単位で行うほか、教育効果や安全性に配慮し、より細やかな指導が必要となる「総合実習」や作目別の「圃場実習」、「演習林実習」、「生産マネジメント実習Ⅰ」、「生産マネジメント実習Ⅱ」や、農耕用大型機械などを取り扱う危険度の

高い「大型機械実習Ⅰ」など、実習科目の授業の多くを10名程度の少人数で行っている。実際の学年毎の学生数は25人～30人であるが、いずれの学年も40人以下で授業を行うことが出来ている。臨地実務実習の場所は法人とし、3年生が行う企業実習は法人一社当たりの学生数は一人としてインターンシップ形式で行っている。4年生が行う経営実習は2～3人程度のグループとし、法人の課題を抽出し、その解決法を提案するというスキームで行っている。

なお、令和6年度の「海外農林業事情」はオーストラリアを実施場所として行った。

8) 成績評価基準等の明示等

授業科目の試験の成績は、S、A、B、C、Dの評語をもって表し、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。また、特別の必要があるときは、その他の評語をもって合格を表すことができる。学則第40条で規定している。ルーブリック評価に関しては、すべての科目での適用を目指しているが、現状では実習科目でルーブリック評価に基づいた評価を行っている。

新型コロナ感染者、濃厚接触者、発熱がある者は登校を控える処置を行ったことから、その場合は登校扱いとした。

1年生のGPAの平均は、令和2年度が3.0、令和3年度が2.8、令和4年度が2.7、令和5年度が2.7、令和6年度が2.7であり、開学後の年度の経過とともに評価は落ち着いていく傾向がみられた(表1)。

同様に、2年生以降の累積GPAの平均についても、年度の経過とともに評価は落ち着いていく傾向がみられた(表2～4)。これらは開学初年度の高すぎる評価を見直し、教員全体で評価結果を共有し、評価方法を改善していった結果と考えられる。

表1 1年生のGPA階級別学生比率(%)

階級	<1.5	1.5≤	2≤	2.5≤	3≤	3.5≤	4	平均
令和6年度	0	12	12	44	28	4	0	2.7
令和5年度	7	0	13	47	30	3	0	2.7
令和4年度	0	8	31	31	31	0	0	2.7
令和3年度	0	0	23	35	42	0	0	2.8
令和2年度	0	0	13	39	26	22	0	3.0

表2 2年生のGPA階級別学生比率(%)

階級	<1.5	1.5≤	2≤	2.5≤	3≤	3.5≤	4	平均
令和6年度	7	0	10	50	30	3	0	2.8
令和5年度	0	4	27	42	27	0	0	2.7
令和4年度	0	4	19	46	31	0	0	2.8
令和3年度	0	4	13	48	26	9	0	2.9

表3 3年生のGPA階級別学生比率（％）

階級	<1.5	1.5≤	2≤	2.5≤	3≤	3.5≤	4	平均
令和6年度	0	4	27	42	27	0	0	2.7
令和5年度	0	4	27	38	31	0	0	2.8
令和4年度	0	0	22	43	30	4	0	2.9

表4 4年生のGPA階級別学生比率（％）

階級	<1.5	1.5≤	2≤	2.5≤	3≤	3.5≤	4	平均
令和6年度	0	4	27	38	31	0	0	2.8
令和5年度	0	0	22	43	30	4	0	2.9

9) 履修科目の登録の上限

履修科目として登録することのできる単位数は、別表1に定める履修単位数上限のとおり（年間45単位）と、学則第34条で規定している。

3 学習成果

1) 学習成果を把握・評価する取組

（ア）学修成果の可視化のための評価項目の設定

令和4年度の自己点検評価委員会で決定した「学修成果の可視化のための学内評価計画」（下表）について、令和2～6年度の学修成果を取りまとめている（別添資料参照）。

静岡県立農林環境専門職大学
学修成果の可視化のための学内評価一覧

本学の教育カリキュラムが3つのポリシーに基づき適切に機能しているかを3つの段階で、多面的、総合的に、評価するための指標の一覧

区分	入学前・入学直後 (アドミッション・ポリシー)		在学中 (カリキュラム・ポリシー)		卒業時 (ディプロマ・ポリシー)	
	項目	担当委員会(事務局)	項目	担当委員会(事務局)	項目	担当委員会(事務局)
大学	入学試験	入試(学生課)	GPA評価	教務(教務課)	GPA評価	教務(教務課)
	新入生アンケート	学生(学生課)	修得単位数	教務(教務課)	大学評価アンケート(3月)	学生・FDSD(学生課・教務課)
			成績分布	教務(教務課)	学位授与数	教務(教務課)
			授業評価アンケート(各期末)	FDSD(教務課)	資格取得	キャリアサポート(学生課)
			大学評価アンケート(3月)	学生・FDSD(学生課・教務課)	就職率・自家就職率	キャリアサポート(学生課)
			留年率・退学率・休学率・退学率	学生(学生課)	卒業生調査(卒業3年後) ²⁾	キャリアサポート(学生課)
			資格取得 ¹⁾	キャリアサポート(学生課)	就職・採用先アンケート	キャリアサポート(学生課)
			教育課程連携協議会	教務(教務課)		
コース			GPA評価	教務(教務課)	就職率・自家就職率	学生(学生課)
			修得単位数 ³⁾	教務(教務課)	プロジェクト研究	プロ研・後期担任(教務課)
			授業評価アンケート(各期末) ⁴⁾	FDSD(教務課)	ルーブリック評価 ⁵⁾	後期担任(教務課)
			ルーブリック評価 ⁵⁾	後期担任(教務課)	資格取得	キャリアサポート(学生課)
授業科目			インターンシップ参加	キャリアサポート(学生課)		
	農林業基礎科目の成績評価(前期) ⁷⁾	担当教員(教務課)	成績評価	担当教員(教務課)		
			ルーブリック評価 ⁸⁾	担当教員(教務課)		
			出席状況	担当教員(教務課)		
			授業評価アンケート(各期末)	担当教員・FDSD(教務課)		

- 1) 在学中の特設資格取得者の学内共有化 2) 卒業後の学生調査(就業状況等)を実施
3) 学生の取得単位を実習担当教員も共有化 4) 各期の授業評価を実習担当教員も共有 5) コース別ルーブリックを教員学生で共有
6) コース別ルーブリックで学生の自己評価を共有 7) 経営・農林業基礎科目(農林業経営学、経営管理論、農学概論)の成績評価をホームルーム担任も共有
8) 各講義でルーブリック評価を実施する

(イ) 資格の取得

令和6年度卒業生が在学中に取得した資格は以下のとおりである。

大型特殊免許(農耕車限定)25名、チェーンソー取り扱い資格3名、大型限定解除2名、牽引2名、家畜人工授精師4名、フォークリフト免許16名、小型車両系建設機械運転特別教育修了者7名、農業技術検定2級合格者5名、3級1名。

2) 教育課程等の点検・評価

(ア) 授業評価アンケートの実施と改善方法

学修成果の把握及び教育課程の改善のため、FD・SD委員会において授業評価アンケートを実施し、改善に向けた活動を実施した。

「何を教えたのか」ではなく、「何を学び身に着けたのか」という学修者の目線に立ち、教育の質を高める努力を継続して実施する必要がある。教学マネジメントの指針に沿って、学生の授業評価アンケートを実施し、教員・学生にフィードバックすることで教育の改善に資することを目的としている。令和6年度は、前期51科目、後期46科目について学生による授業評価アンケートを実施した。アンケートの結果については各教員にフィードバックし、今後の授業改善に役立てることとした。さらに学生からの様々な意見に対する各授業担当教員のコメントを記述し、前期と後期の終わりに全学生にフィードバックしている。

「この授業で、新たな知識や技能、考え方などを身に着けることが出来ましたか」の問いに対し、

前期は3.6から5.0（平均4.5）ポイント、後期は3.0から5.0ポイント（平均4.6）に分布している。また、「授業の内容や方法について、総合的に見てこの授業に満足していますか」の問いに対しては、前期は3.4から5.0（平均4.5）ポイント、後期は2.0から5.0（平均4.5）ポイントに分布している。

前期、後期とも、身に着けた実感および満足度は平均4.5ポイントあり、授業全体としては評価されていると判断しているが、一部の科目で2.0～3.0と評価が低いものが見受けられるため、引き続き授業改善の取組が望まれる。

（イ）大学評価アンケートの実施と改善方法

令和6年度についても、年度終盤にカリキュラム編成等における学生評価アンケートを実施した。

実施方法として、大学全体を俯瞰し、継続的に改善していく共通認識のもと、昨年度と同じ内容の学生アンケートを実施した。学生への回答依頼については、学内ポータル上に無記名の「学校評価アンケート」を掲載し、より良い大学作りのための材料とする旨の説明を加えて、アンケートへの回答を促した。設問は、カリキュラム等の教務に関するものが7問、学生生活に関するものが12問の合計19問とし、学生の負担を最小限にするよう配慮した。また、すべての設問に自由記載欄も設けた。回答率は、1年生で64.0%、2年生で56.7%、3年生で30.8%、4年生で34.5%であった。

評価の概要は下記のとおりであった。

- ・授業・学修全般の満足度は、1年生で62.5%、2年生で58.8%、3年生で75.0%、4年生で80.0%と1、2年時より3、4年時に高く感じていた。
- ・授業・学修の成果を感じるかの問いに対し、1年生で68.8%、2年生で94.1%、3年生で87.5%、4年生で90.0%と2年生以降に高い成果を感じていた。
- ・カリキュラム編成に対しては、適正と考えている学生は、1年生で25.0%、2年生で29.4%、3年生で37.5%、4年生で40.0%と学年が進むにつれて高くなっているが、全体としてカリキュラム編成に対する変更の要望は強い。
- ・講義科目での満足度では、1年生で50.0%、2年生で52.9%、3年生で75.0%、4年生で60.0%が「やや満足」以上であり、1年生の満足度が低い。
- ・実習科目での満足度では、1年生で43.8%、2年生で70.6%、3年生で87.5%、4年生で80.0%あり、2年生以降は講義科目に比較して高い傾向にある。
- ・1年時のフレッシュマン・セミナー*、2年時以降のホームルームの満足度では、1年生で18.8%、2年生で41.2%、3年生で62.5%、4年生で50.0%と1年生で特に低い。1年生には、フレッシュマン・セミナーの意義を理解してもらうとともに、内容の充実も検討課題である。
- *フレッシュマン・セミナー：高校までの学びと大学での学びの違いを知り、大学で学ぶためのアカデミック・スキルズを身につけ、また、大学生活を送るにあたっての基本的な事柄を修得すること等を目的としたセミナー。単位は付かない。

4 教育課程連携協議会

教育課程連携協議会は、産業界や地域社会と連携して教育課程を編成するために企業や関係団体等

から選出された委員と本学の教員をもって構成し、教育課程への提言をとりまとめ、学長に報告すると、学則第 17 条に規定し、教育課程連絡協議会規則により運営している。

令和 6 年度の第 1 回連携協議会は 9 月 13 日に開催した。主要テーマは、「実習について」であり、本学からは栽培コース（野菜、花き、茶、果樹）、畜産コース、林業コースそれぞれの実習の概要及び使用施設の課題について報告した。また、キャンパス内実習施設を見学することで、施設の課題を現実的なものとして、全委員に理解してもらうことができた。委員からの主な意見は次の通りである。

- 1) 堆肥舎・空調の設備などが滞り、満足度の懸念が指摘された。施設の老朽化により対外的な懸念もあるため、研究費等の取得により設備改善を工夫してはどうか。
- 2) 施設整備の検討は、実習圃場委員会の意見も踏まえて進めるのが良いのではないか。開学時の施設承認から施設整備計画は直ちにできない。
- 3) 大学ビジョンの公表が遅れているが、進捗状況を教えてほしい。
- 4) 農業高校の資格取得について教育連携の可能性はないか。

これらの意見に対する対応は次のとおりである。

施設改修については、事務局長、学部長、学科長が対応し、学内施設状況調査を実施することとした。3)、4) については、教務委員会で対応する内容ではないことから、別途四役会議で検討することとした。

令和 6 年度の第 2 回教育課程連携協議会は令和 7 年 3 月 19 日に開催した。

主要テーマは、「本学 5 年間の学修成果、教育課程及び教育方法について」とし、分野別認証評価 自己点検評価報告書より内容を抜粋して報告し、これらに対する各委員からの意見を求めた。委員からの主な意見は次のとおりである。

- 1) 農林業関係への就職 77%は評価できるが、自営業が少ないのは気になる。
- 2) 就業率 81%と高く、休学しても復学していく学生がいるというのも素晴らしいと思う。
- 3) 法人へ就職してから就農ということもあるので、地元への就農があるのであれば、協力していきたい。
- 4) 大学設立から見て評価が得られているのは素晴らしい。今は 3 年で辞めてしまうというデータもあるので、そのあたりの追跡調査ができるとよいと思う。
- 5) 卒業後すぐに自営をするのは難しいので、卒業して 3～5 年後にどうなっているのかが見えると大きな評価になると思う。残念だったではなく、種が蒔かれたと思ってほしい。
- 6) 前回の施設の老朽化問題への対応はどうなっているか。

これらの意見に対する対応は次のとおりである。

・自営者が育成できていない問題について、卒業後すぐに自営することは難しいため、一旦他企業へ就職する人が多い。卒業時点ではゼロとなっているが、農家出身者で自営を継ぐという場合もあるので、数年後には就農している可能性はある。卒業後の就業状況の追跡調査も検討したい。

・施設の老朽化問題への対応は、別途引き続き検討中である。

5 学長 Office Hour の実施 開学時から、年 8 回程度、「学長 Office Hour」として、大学への要望や将来の希望などについて、学長が直に学生から話を聞く機会を設けている。	
☒ 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。	
優れた点	・入試科目の変更により、選抜に当たっての客観性や公平性をより高めた。 ・教育課程連携協議会で出された課題について評議会、教務委員会等で検討している。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
専門職大学設置基準	
（入学者選抜） 第三条 入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。 2 専門職大学は、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めるものとする。	静岡県立農林環境専門職大学学則第27条（入学者の選考）【資料A 01-03-1】 静岡県立農林環境専門職大学入試委員会規程【資料A 03-07-1】
※ 大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照する	
（教育課程の編成方針） 第九条 専門職大学は、学校教育法施行規則第百六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を、産業界及び地域社会と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、専門職大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授し、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を展開させるとともに、豊かな人間性及び職業倫理を涵養するよう適切に配慮しなければならない。 3 専門職大学は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。 4 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。	静岡県立農林環境専門職大学学則第30条（教育課程の編成方針）【資料A 01-03-1】 静岡県立農林環境専門職大学教育課程連絡協議会規則【資料A 01-04-1】
（教育課程連携協議会） 第十条 専門職大学は、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。 2 教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成する。 一 学長が指名する教員その他の職員 二 当該専門職大学の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの 三 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者 四 臨地実務実習（第二十九条第一項第三号に規定する臨地実務実習をいう。）その他の授業科目の開発又は授業の実施において当該専門職大学と協力する事業者 五 当該専門職大学の教員その他の職員以外の者であって学長が必要と認めるもの 3 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。 一 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開発その他の教育課程の編成に関する基本的な事項 二 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項	静岡県立農林環境専門職大学学則第17条（教育課程連携協議会）【資料A 01-03-1】 静岡県立農林環境専門職大学教育課程連携協議会規則【資料A 01-04-1】
（教育課程の編成方法） 第十二条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。	静岡県立農林環境専門職大学学則第31条（授業科目）、別表1【資料A 01-03-1】
（専門職大学の授業科目） 第十三条 専門職大学は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。 一 基礎科目（生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目をいう。） 二 職業専門科目（専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目をいう。） 三 展開科目（専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目をいう。） 四 総合科目（修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるための授業科目をいう。）	静岡県立農林環境専門職大学学則第31条（授業科目）、別表1【資料A 01-03-1】 設置認可関係書類「4 教育課程の編成の考え方及び特色」【資料B 01-04】
（単位） 第十四条 各授業科目の単位数は、専門職大学において定めるものとする。 2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第十八条第一項に規定する授業の方法に	静岡県立農林環境専門職大学学則第32条（単位の計算方法）【資料A 01-03-1】

応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で専門職大学が定める時間の授業をもって一単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専門職大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。 3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。	
(一年間の授業期間) 第十五条 一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたることを原則とする。	静岡県立農林環境専門職大学学則第33条（授業期間）【資料A 01-03-1】
(各授業科目の授業期間) 第十六条 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、八週、十週、十五週その他の専門職大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。	静岡県立農林環境専門職大学学則第18条（学年）、第19条（学期）【資料A 01-03-1】
(授業の方法) 第十八条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。 2 専門職大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。 3 専門職大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。 4 専門職大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。	設置認可関係書類「4 教育課程の編成の考え方及び特色」【資料B 01-04】
(成績評価基準等の明示等) 第十九条 専門職大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 専門職大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。	大学HPシラバス (https://www.spua.ac.jp/public/web/Syllabus/WebSyllabusKensaku/UI/WSL_SyllabusKensaku.aspx) 静岡県立農林環境専門職大学学則第40条（成績の評価）【資料A 01-03-1】 静岡県立農林環境専門職大学履修細則【資料A 08-02-1】
(単位の授与) 第二十一条 専門職大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の専門職大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。	静岡県立農林環境専門職大学学則第35条（単位の授与）【資料A 01-03-1】
(履修科目の登録の上限) 第二十二条 専門職大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。 2 専門職大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。	静岡県立農林環境専門職大学学則第34条（履修方法）、別表1【資料A 01-03-1】

二 施設及び設備に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 教育研究等環境

1) 教育研究等環境に関する方針

教育と研究の成果を、将来の農林業及び地域社会の発展に活かす人材を育成するため、大学設置基準などの各種法令を遵守しつつ、高等教育機関にふさわしい教育研究等の環境整備を行う。教育環境については、学生が自主的に学習に取り組み、教員が教育研究活動を十分に展開できるよう、校地・校舎、施設・設備の適切な維持管理に努め、快適な学習・生活環境を整える。また、学習支援の場として図書館機能及び ICT 機器の充実と活用の促進を図る。研究環境については、農業系専門職大学として特色ある研究活動を担保しつつ、学際的研究の発展と活性化及び社会実装を見据え、外部資金獲得のための支援を充実させ、研究支援環境を整備する。加えて、研究活動の不正行為及び研究費の不正使用を防止する取り組みとして、「静岡県立農林環境専門職大学等研究不正防止規程」及び「静岡県立農林環境専門職大学等における公的研究費等の取扱いに関する規程」等を遵守し、これらの規程等に基づく研究倫理研修を定期的に行う。

2) 校地

本学の校地は、静岡県立農林環境専門職大学短期大学部と共用するので、専門職大学設置基準第46条、専門職短期大学設置基準第44条の規定により基準校地面積2,960㎡要するところを、計画どおり28,545㎡確保し、学生が余裕をもって休息、交流等ができるスペースとなっている。

なお、令和3年度までは静岡県立農林大学校と校地を共用したが、本学の校地は基準面積を大きく上回っていることから、支障なく運営が可能であった。

また、上記によるほか、附属施設の実習圃場15,843㎡、機械研修場36,656㎡等も計画どおり確保し、演習及び教育研究等を支障なく実施することができている。

3) 運動場

計画どおりA棟から約300mの位置に運動場10,469㎡を確保し、様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもって利用することができる。

4) 校舎施設等

本学の校地は、静岡県立農林環境専門職大学短期大学部と共用するので、専門職大学設置基準第47条、専門職短期大学設置基準第45条の規定により基準校校舎面積6,796㎡要するところを、A、B及びC棟合計で6,899㎡確保している。これら校舎には、学長室、研究室、図書館、講義室、実験実習室、情報処理室、福利厚生施設など課程、事務機能に必要な施設及び機能を有している。令和3年度には、新学生寮の建設が完了したほか、旧共同教員室や旧臨時図書室の教員個室等への改修、学生用駐輪場の増築も実施し、大学施設全体の機能性、快適性等を向上させた。

令和4年度は老朽化した学生寮の解体・改修工事を行い、令和5年度には解体後跡地を学生の憩いの場である芝生広場や駐輪場として整備した。芝生広場は令和6年8月から供用している。

この跡地整備をもって、農林大学校からの移行のための一連の施設整備が完了したため、以後は、県が保有する施設等の維持修繕を計画的に行うために策定している中期維持保全計画に基づき、施設の保全を行っていく。

令和6年度は、同計画に基づき、B棟加工実験室のひび割れの補修や、体育館の内装（床・階段・オペレーター等）を修繕する工事などを行った。令和7年度以降には、A棟の劣化した手摺・樋等の修繕を行う工事、高度茶業施設の受変電設備を更新する工事などが予定されている。

5) 図書館の資料及び図書館

約710㎡（図書館563.26㎡、自習室59.91㎡、閉架書庫65.66㎡、図書整理室21.94㎡）の図書館をC棟の2、3階に開設している。蔵書能力約56,000冊の書架、約100席の閲覧席ほか、レファレンス・コーナー、図書整理室、書庫、ブラウジングスペース、PC・AVコーナー等があり、教育研究に十分な規模と機能を有している。館内では、持込みのパソコンに無線LANの接続が可能である。職員体制は司書資格を有する職員1名と会計年度任用職員2名（司書資格無し）が専任で業務にあっている。

令和2年度に定めた資料収集方針に基づき、令和6年度は新たに1,400冊以上の図書を整備した。100タイトル以上の雑誌を受入れ、オンラインデータベースや電子ジャーナルを継続して導入し、学生や教職員の教育研究及び学習支援に役立てている。

図書館のサービス面では、新入生ガイダンス及び1年生へ図書・論文探索、2年生へデータベース使用方法の講義を実施した。また、国立情報学研究所（NII）のILLシステムを活用した文献複写、現物貸借に関する料金の相殺サービス制度に加入しており、参考文献の収集に利用されている。

また、学内の教育研究成果を公開する農林環境専門職大学リポジトリを設置しており、学術情報のオープンアクセス化に寄与している。

6) 機械、器具等

機械、器具等は、本学教員の要望やカリキュラムにおける必要性をもとに整備を進めている。これまで、学生がモバイル機器を用いたモニタリングや遠隔での環境制御技術を体験できる温室統合環境制御装置や、高性能林業機械シミュレータの整備、B棟へのWi-Fi環境整備等を行ってきた。また、無人トラクタや、クリープメータ、凍結乾燥機等、本学の特色である先端農業や加工流通等の教育関連備品について、県内農業団体からの寄付を活用した整備も行っている。

令和6年度は、労働安全衛生法の改正による新たな化学物質規制に従って、教員実験室に鍵付き薬品庫を整備した。

2 研究に対する基本的な考え方

1) 研究倫理の遵守

研究倫理とは、研究者が研究活動を行う際を守るべき倫理観や法令・ルールのことである。研究対象者の生命や健康、人権を尊重し、研究により得られる利益と研究対象者への負担を比較考量することが基本となる。研究を計画する段階で、当該研究によって生じる利益とリスクの可能性を予測し、リスクが利益を上回るような研究は行わないことを原則とする。本学においては、ヘルシンキ宣言の趣旨に沿った倫理的配慮を図るため「静岡県立農林環境専門職大学等研究倫理規程」を定め、研究等の実施計画及びその成果の公表予定の内容について、研究推進委員会（含む動物実験委員会）で審査を行うこととしている。また、各教員に対して日本学術振興会が実施するe-ラーニングの受講、修了証の提出を義務づけている（令和6年度の受講率100%）。

2) 教育研究等環境の点検・評価

教育研究等の環境の点検・評価は、教育研究の状況を把握・認識し、改善を図ることを目的として行われるものであり、大学においては学校教育法に基づいて、第三者による分野別認証評価、機関別認証評価が義務付けられている。

本学の理念・目的を実現するために、内部質保証システムを適切に機能させるため、自己点検委員会を設置し、教育研究等の環境の点検・評価を定期的に行う。自己点検委員会は、教育研究水準の維持向上を目的とし、本学の理念、3つのポリシー及び地域社会への貢献を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表し、本学の教育研究活動の質を社会に対して保証する。



以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点	芝生広場の供用を開始し、学生がくつろぐことのできる場を確保した。また、体育館の内装の修繕工事を行い、学生が授業やサークル活動等で、快適に利用できる環境を整えた。
改善を要する点	現場教室など、屋外施設における夏場の熱中症対策として、エアコンや冷水機などの設置を検討する必要がある。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
専門職大学設置基準	
(校地) 第四十三条 校地は、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。 2 前項の規定にかかわらず、専門職大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が交流、休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該専門職大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。 3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。 一 できる限り開放的であって、多くの学生が余裕をもって交流、休息その他に利用できるものであること。 二 交流、休息その他に必要な設備が備えられていること。 ※ 必要な校地の面積については、専門職大学設置基準第47条を参照すること	設置認可関係書類「6 校地校舎等の図面」【資料B 03-01】 設置認可関係書類「履行状況報告書」【資料B 05-01】
(運動場等) 第四十四条 専門職大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。	(同上)
(校舎) 第四十五条 専門職大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。 2 教室は、学科又は課程に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えるものとする 3 研究室は、基幹教員及び専ら当該専門職大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする。 4 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く専門職大学又は昼夜開講制を実施する専門職大学にあっては、教室、研究室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。 ※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、専門職大学設置基準第47条・第49条・別表第二を参照すること	(同上)
(教育研究上必要な資料及び図書館) 第四十八条 専門職大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料（次項において「教育研究上必要な資料」という。）を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。 2 図書館は、教育研究上必要な資料の収集、整理を行うほか、その提供に当たって必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他の教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めるとともに、教育研究上必要な資料の提供に関し、他の専門職大学の図書館等との協力を努めるものとする。 3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。	(同上)
(実務実習に必要な施設) 第五十条 専門職大学は、実験・実習室及び附属施設のほか、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保するものとする。	(同上)
(機械、器具等) 第五十一条 専門職大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。	(同上) 「静岡県立農林環境専門職大学等研究不正防止規程」 https://camel3.com/cms/files/norin-u/MASTER/0600/FnCRXbSN.pdf 「静岡県立農林環境専門職大学等における公的研究費等の取扱いに関する規程」 https://camel3.com/cms/files/norin

	-u/MASTER/0600/wlrRhS1b.pdf 「静岡県立農林環境専門職大学等研究倫理規程」 https://camel3.com/cms/files/norin -u/MASTER/0600/sylV7Ttg.pdf
--	---

ホ 事務組織に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 大学運営

1) 大学運営の方針

学長のリーダーシップの下、教職員が協働し大学運営に取り組んでいる。令和5年度に作成したAgrifore Vision 2030では、大学運営について以下のとおり定めている。

- ・組織が一体となった戦略的な大学運営
- ・自己点検評価に基づく切れ目のない改善
- ・教育評価システムの検証と改善による、教職員の資質の向上
- ・ジェンダーレス等を踏まえた多様な人材の登用
- ・大学運営のための施設・財政基盤の充実
- ・持続的発展に繋がる運営基盤の維持・強化
- ・農林業の発展に資する大学運営
- ・特徴ある研究の支援

2) 事務組織

学則第2章―第6条により事務局の設置を定めている。令和6年度は、事務局長、総務企画課（7名、内1名は育休中）、教務課（5名）、学生課（5名）で構成している（基本的に短期大学部との兼任である）。また、図書館を設置しており、館長（農林環境専門職大学の教授が兼務）の下に、司書1名を配置している。職員の配置及び事務分担については、各自の経験・能力・専門性等を踏まえた適材適所の配置と適正な事務量となるよう配慮し、職員それぞれが能力を発揮しつつ互いに協働し、有機的かつ効率的に事務を遂行して大学を円滑に運営できるよう努めている。

毎週、事務局会議と称し、事務局長、各課課長及び班長が出席し、その間のスケジュールや連絡事項の共有を行っている。なお、効果的・機動的な意思決定を行うための管理運営体制として設けられた4役会議には、学長、学部長、短期大学部の学科長に加え、事務局長が出席し、月に二度、教員組織と事務局との情報共有の場となっている。さらに、4役会議と事務局が合同で行う拡大事務局会議についても、月に一度開催し、現場の状況や課題を4役に共有する場となっている。

教員数24名の小規模大学ということもあり、事務組織と教員組織との連携が図りやすい環境にある。また、学生課は、学生寮と講義室及び実習圃場との間に位置し、学生が相談しやすい環境にある。

3) 予算編成・予算執行

本学は静岡県を設置者とする直営の県立大学であることから、予算編成は県全体としての予算編成の中に組み込まれており、県の財政担当課から示される予算編成方針等に基づき、予算を編成している。

また、予算執行においては、県の条例、規則等に基づいて事務処理を行い、会計部門による検査・指導や県監査委員会事務局による監査を受けながら、適正かつ計画的な予算執行に努めている。

4) FD・SD研修

FD・SD委員会がFD・SD合同の研修として、令和6年度の第1回は4月2日に学長講話を、第2回は9月30日に「障害学生支援について」と題して、静岡大学学生支援センター障害学生支援部門 准教授 生川友恒先生による合理的配慮と教育的支援の考え方についての講演及び教職員によるグループワークを実施した。

事務職員19名のうち18名（うちオンライン参加1名）、大学教員24名のうち21名、短大教員21名のうち18名（うちオンライン参加2名）の計57名が参加した。なお、参加できなかった者については、1か月程度録画の公開期間を設けて、視聴を促した。

2 学生支援

1) 学生支援に関する方針

大学等における修学の支援に関する法律に則り、学生支援に関する方針は、教育ビジョン「Agrifore Vision 2030」に定めている。本ビジョンでは、学生生活やキャリア支援を全学一体となった推進により学生満足度の向上を図るとともに、特に農林業の現場や地域の状況に精通した教職員によるサポートを重要視して、多様な学生が安心して学ぶとともに専門職業人として社会で活躍できるよう支援する、としている。

<学生生活支援の充実>

- ・教職員とのコミュニケーションの促進：学生の悩みや問題を早期に把握し、適切な対応を行う。
- ・多様な学生への支援：障害学生支援委員会の運営を通じ、安全で安心な学習環境を整備する。学修支援が必要な学生には教職員が連携して対応し、カウンセラーの常駐によりメンタルケアを提供する。
- ・施設・活動支援：学生寮の舎監常駐、寮設備の充実、体育館やグラウンド、談話スペースの整備を進め、学生の満足度向上を目指す。
- ・経済的支援：日本学生支援機構奨学金や給付型奨学金の活用を促し、安心して学べる環境を提供する。
- ・課外活動支援：学生課と教員が連携し、サークル活動や大学祭の運営を支援する。ボランティアやアルバイト情報の提供も行う。

<キャリア・サポートの強化>

- ・資格取得支援：授業を通じて、農林業や企業で役立つ資格取得を推奨し、学生の強みを高める。
- ・個別進路指導：クラス担任制を採用し、学生の希望や特性に応じたインターンシップや企業実習を調整するとともにキャリア・サポートセンターと連携して進路支援を行う。
- ・卒業生ネットワークの活用：同窓会を強化し、縦横のネットワークを拡充する。県農林事務所等と連携し、卒業生の相談・支援体制を強化する。

2) 修学支援

令和6年度は、学生委員会及びキャリア・サポートセンター等が、修学支援及びその他の特別な修学支援を実施した。

・修学支援

学生の学修状況や進路希望、生活面で支援するために、クラス担任教員等と学生課による学生個人面談を1年生は2回（6～7月及び12～1月）、2年生は1回（12～1月）、3年生は1回（12～1月）実施し、4年生についてはプロジェクト研究担当教員が随時個別に支援した。また、メンタル面で不安を抱える学生に対しては、担任や指導教員が個別相談にのるとともに、状況に応じて本学駐在のカウンセラーへの相談を勧めた。

・生活支援

本学では、学生の大学生生活を支援するため学生委員会を設置して支援を行っている（学生委員会規程）。令和6年度は、学生委員会を10回開催し、計27の学生サークルの活動及びそれにかかわる学生支援、大学祭及び国際交流（ボゴール大学からの研修生との学生交流会）について検討を行った。

本年度は、昨年度に続いて一般に開放した大学祭「豊穰祭」を実施した。学生委員会、企画広報委員会、実習圃場委員会、総務企画課、学生課、教務課は、学生主体の実行委員会に対して指導やサポートを行った。当日は晴天にも恵まれ、前年を凌ぐ約1,300名の来場があり、実施後の学生アンケート及び教員アンケートにおいても満足度が高く、高評価が得られた。

・特別な修学支援

大学では、学生のキャリア形成支援のための企画・実施、就職情報の収集・提供、就職の斡旋・依頼、就職活動の支援等をキャリア・サポートセンターで行っている（キャリア・サポートセンター運営委員会規程第2条）。

令和6年度は、キャリア・サポートセンターの運営方針を検討するためのキャリア・サポートセンター運営委員会（以下「委員会」という）を3回開催し、キャリア支援内容について検討し、令和6年度の1年次～4年次までの支援計画を作成した。

キャリア支援活動として、1年生に対しては進路希望調査を1回（5月）、クラス担任教員等と学生課による個人面談を計2回（5月～6月、12月～1月）実施した。なお、進路希望調査では、ほとんどの1年生が生産法人などの農林業関係への進路を希望していた。2年生ではキャリアアップセミナーを6回実施して進路に関する意識を高めるとともに、3年生では就職活動直前の進路セミナーを9回実施した。4年生ではプロジェクト担当教員から随時キャリア支援を行うとともに、希望者を対象に採用面接練習会を2回開催した。あわせて、就職活動や将来に役立てるための資格取得支援も行っている。学内会場を提供する資格としては、農業用ドローン講習（大学参加者4名）、フォークリフト運転技能講習（同14名）を行った。これらの支援の結果、令和7年3月に卒業した第2期生29人のうち約76%が自家就農を含めて農林業関連企業等に就職した。なお、第1期生で農林業関係に就職した学生は約77%であった。

障害を持つ学生の支援については、障害学生支援委員会を通して、支援申請した生産環境経営学部の学生1名の要望に応え、講義や試験での配慮を講じるように指導教員へ指示した。また、障害を持つ学生に

対する支援策の一環として作成した「アグリフォーレ手帳」を全学生に配布した。

令和6年新生（第5期生）進路希望調査結果（5月実施）（人・％）

令和6年4月入学生進路希望			人数	%	摘要
就業	農林業関係	自営	2	8	
		生産法人など	13	52	
		団体職員	0	0	JAなど
		関連企業	2	8	
		公務員	6	24	
	農業以外	公務員	0	0	
		一般企業	1	4	
進学			1	4	
その他			0	0	
計			25	100	

令和7年3月卒業生（第2期生）の進路

令和7年3月卒業生の進路			人数	%	摘要
進学			0	0	
就業	農林業関係 （自営含む）	自営	3	10	白家就農
		法人等	5	17	養鶏、野菜、林業など
		関係団体	3	10	JAなど
		関連企業	9	31	農薬、市場、食品など
		公務員	2	7	静岡県職（農業土木、林業）
	農林業以外	公務員	1	3	陸上自衛隊
		一般企業	5	17	住宅、福祉事業など
その他		海外渡航準備	1	3	
計			29	100	

・経済的な支援

本学では、経済的理由により授業料等の納付が困難と認められる者その他特別の理由があると認められる者に対しては、授業料等を減免し、分割して納付させ、又はその納付を猶予することができると、静岡県立農林環境専門職大学等の設置、管理及び授業料等に関する条例第15条（授業料等の減免等）に規定している。また、学生委員会では、学生の奨学支援及び奨学金に関する事項を扱っている。

1 給付型支援措置(文科省 高等教育の就学支援制度)

		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分	支出負担
授業料・入学金免除		満額	2/3 の額	1/3 の額	1/4 の額	県
給付型 奨学金	自宅通学	29,200 円	19,500 円	9,800 円	7,300 円	日本学生 支援機構
	自宅外通学	66,700 円	44,500 円	22,300 円	16,700 円	

利用状況(人)

						学校独自減免
	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分	計	
専門職大学	3	3	1	0	7	0

2 貸与型支援措置(日本学生支援機構)

奨学金種	利息	通学	貸与金額	主な申請要件
第一種	なし	自宅	20,000 円、30,000 円、45,000 円	進学前の設定平均値が 3.5 以上または在籍学科の上位 1/3 以上
		自宅外	20,000 円、30,000 円、40,000 円、51,000 円	
第二種	あり		20,000 円～120,000 円 ※1 万円単位で選択	出身学校または在籍学校での成績が平均水準以上

利用状況(人)

	第一種奨学金	第二種奨学金
専門職大学	17	10

3 学生の厚生指導

1) 厚生指導の組織

・学生部長

学則第 3 章―第12条により、学部に「学生部長」(教員)を置くことを定めている。学生部長は、学生委員会及びキャリア・サポートセンター運営委員会の長を兼ねる。

・学生課

本学の事務局学生課は、厚生指導に関わる事務全般を扱う。

・学生委員会

学則第 4 章―第16条により、「学生委員会」を設置し、「静岡県立農林環境専門職大学学生委員会規程」にて活動の詳細を定めている。

・キャリア・サポートセンター運営委員会

学則第 4 章―第 16 により、「キャリア・サポートセンター運営委員会」を設置し、「静岡県立農林環境専門職大学等キャリア・サポートセンター運営委員会規程」にてキャリア・サポートセンターの活動の詳細を定めている。キャリア・サポートセンターは、本学事務局学生課内に置く。

- ・ハラスメント防止対策委員会

学則第4章―第16条により、「ハラスメント防止対策委員会」を設置し、「静岡県立農林環境専門職大学等におけるハラスメントの防止等に関する規程」にて活動の詳細を定めている。

- ・障害学生支援委員会

学則第4章―第16条により、「障害学生支援委員会」を設置し、「静岡県立農林環境専門職大学等障害学生支援委員会規程」にて活動の詳細を定めている。また、障害学生等の支援のために、専任カウンセラー及び保健師を学内に配置している。

- ・国際交流タスクフォース

2023年3月にインドネシアのボゴール農科大学（以下 IPB）との交流に関する覚書を両校の学長間で締結した。この締結に基づき IPB から試行的に1～2か月程度の短期間で2名学生の派遣の打診があった。学生委員会でこれを協議し、この派遣に関わる時期・期間、金銭面や宿泊場所、農業実習の受け入れ先などの条件を細かく決めた。先方に条件を提示したところ、2名の学生が選出され、派遣が行われることとなった。

しかし、本学では派遣学生の日本でのサポートや手続き支援などを担当する部門がない点、学生課や学生委員会では、海外からの派遣受け入れ要請に物理的に対応できないことが問題となった。また、今後も同様の案件は持ち込まれることや、将来的には国際交流ができる体制を整える必要があることなどから、2024年1月、事務局長を中心に学生課と新旧学生部長を交えて、既存の委員会とは別に今後の方針を協議した。その結果、令和6年度に事務局長を中心とした国際交流タスクフォースを立ち上げ、今回の IPB の派遣学生受け入れを含めて対応し、来年度以降に国際交流支援委員会を立ち上げる準備も同時に進めることとした。2024年7月に IPB からの派遣学生を迎え入れ、1か月間の受け入れを行うことができた。

2) 社会的及び組織的自立を図るために必要な能力を培うための体制

学生が卒業後自らの資質を向上させ社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うことができるよう支援する方策として、キャリア・サポートセンターを中心とした推進体制を敷いている。自立を図るための主な活動としては

- ・1年次全寮制による自立心の向上。
- ・入学当初から就職後までの状況を、学生個別に随時記録・保存。
- ・指導教員体制の充実（クラス担任やコース別、プロジェクト研究担当教員が、担当学生の就職指導に当たるとともに、すべての専任教員がオフィスアワーを活用して随時指導）。
- ・1～3年次に年2回行う個人面談内容を記録及び保管。
- ・卒業後の進路志望の把握。希望進路に合わせて、随時、就職活動支援（面接練習会など）を実施。
- ・教育課程内の取組（「社会人としての意識の醸成」、「農林業者としての職業観の涵養」、「農林業経営イメージ形成」の3つの視点でのカリキュラムマップ）。
- ・各学年（2～4年）における適切な進路支援セミナーや採用面接練習会の実施。
- ・卒業後の支援（同窓会等による情報提供や県内就農者への支援を予定）。

☒ 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。	
優れた点	・「4 役会議」、「事務局会議」、「拡大事務局会議」を活用し、大学内の情報共有や意思決定までの方針・手順等の確認を、効果的・効率的に行うことが出来ている。 ・障害学生支援委員会を新たに設置し、障害を持つ学生への支援を全学で行うための体制整備を行うことができた。 ・IPB からの派遣学生 2 名を受け入れることができた。また、その対応の中で国際交流タスクフォースを立ち上げ、今後の国際交流事業に対応できる体制を整えることができた。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
専門職大学設置基準	
（教育研究実施組織等） 第三十一条 専門職大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 専門職大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該専門職大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。 3 専門職大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 4 専門職大学は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、当該専門職大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 5 専門職大学は、当該専門職大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、専門職大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。 6 省略 7 省略	静岡県立農林環境専門職大学学則第6条（事務局）【資料A 01-03-1】 教職員配置図【資料C 01】 静岡県立農林環境専門職大学学則第12条（学生部長）【資料A 01-03-1】 静岡県立農林環境専門職大学学生委員会規程【資料A 03-08-1】 静岡県立農林環境専門職大学キャリア・サポートセンター運営委員会規程【資料A 03-09-1】 静岡県立農林環境専門職大学等障害学生支援委員会規程【資料A 03-16】 静岡県立農林環境専門職大学等におけるハラスメントの防止等に関する規程【資料A 05-01】

へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針 並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 三つのポリシー

本学は、卒業の認定及び学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を次のように定めている。

ア ディプロマ・ポリシー

多彩で高品質な農林産物を生産する本県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の経営を牽引していくことができる高度な実践力と豊かな創造力を備え、各分野の経営体において中核を担う人材であるとともに、自らが農林業を営む農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会における将来のリーダーとして、それらを守り育てることができる人材に求められる次に掲げる資質・能力を身に付け、所定の単位を修得した者に学位を授与する。

- ・専門分野のみにとらわれない幅広い知識やコミュニケーション能力及び価値観の相違や多様性などを理解し多面的に物事を考える素養を有している。
- ・栽培・林業・畜産の各分野において経営体の大規模化や経営の多角化に対応していくための経営管理能力や、経営の対象とする農林産物に対応した加工・流通・販売などに関する知識を有している。
- ・農作物栽培、木材生産、家畜飼養など、栽培・林業・畜産の各分野における生産現場の状況を的確に把握するための、生産に関する知識・技術や生産に活用される先端技術に関する知識を有している。
- ・農山村の地域社会における将来のリーダーとして、農林業の営みを通じて形成される農山村地域の環境を守り育ていくための農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などに関する知識を有している。
- ・農山村の地域資源を活用することにより、栽培・林業・畜産の各分野の経営における新たな事業展開を生み出すための手法を理解している。
- ・修得した専門知識と技術を駆使して栽培・林業・畜産の各分野の経営における課題を探究し、解決に必要な情報を収集・分析・整理するとともに、分析・整理した結果を表現できる能力を有している。

イ カリキュラム・ポリシー

- ・ディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力を修得させるため、栽培、林業、畜産の各分野の経営体において中核を担うために必要な知識や、農山村の地域社会をリーダーとして支えてい

くために必要な知識などを身に付けるための科目群を、講義、演習、実習等を効果的に組み合わせて編成する。

・栽培、林業、畜産の各分野に対応した3コース制とし、2年次から栽培コース、林業コース、畜産コースに分かれて、自らが選択したコースの専門的な知識・技術に関する科目を履修する。各分野に関連・共通する知識・技術については、2年次以降も共通で履修することとし、栽培、林業、畜産の3分野に対応したコース別の履修科目と、4年間を通じて配置する分野横断的な共通の履修科目を適切に組み合わせて教育課程を編成する。

・少人数教育や実習・演習を重視した教育課程により、栽培、林業、畜産の各分野の経営における高度な実践力や、各分野に関連・共通する知識を活用して経営に新たな事業展開を生み出すことができる豊かな創造力を養成するとともに、農山村の地域社会をリーダーとして支えていくための農山村の環境、景観、伝統・文化などに関する知識を修得させる。

・成績評価は、学生の基礎的・基本的な知識に加え、技能習熟度や主体的に学習に取り組む態度、問題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の学習成果を評価基準として行う。また、学生が主体的かつ充実した学習効果を上げることができるようGPA制度を活用する。

ウ アドミッション・ポリシー

基本理念である「将来の農林業の経営環境の変化に対応し、先端技術などを活用して経営革新を推し進めるとともに、農山村の景観・環境・文化の継承者として、地域社会を中心となって支えていく人材を養成する」という考えのもと、次のような資質を有する学生を求める。

- ・農林業生産技術や経営などを学ぶ上で必要な基礎学力と知識を身に付けている人
- ・課題解決や新たな価値の創造に取り組むために、従来の常識にとらわれない柔軟な思考力を備えている人
- ・農林業に高い関心を持ち、農林業や経営の中核となり、農林業の発展に貢献する意欲がある人
- ・自然と共生し地域の人々と協働しながら、持続的な社会の発展に自らの能力を活かしていく意欲がある人

2) カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性

教育課程の編成及び実施に関する方針を定めるに当たっては、卒業の認定に関する方針との一貫性の確保をはかっている。

☒ 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点	特になし。
改善を要する点	特になし。

（２）関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
学校教育法施行規則	
第百六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針（大学院にあつては、第三号に掲げるものに限る。）を定めるものとする。 一 卒業の認定に関する方針 二 教育課程の編成及び実施に関する方針 三 入学者の受入れに関する方針 ２ 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。	静岡県立農林環境専門職大学学則 第41条（卒業） 第42条（学位授与） 第30条（教育課程の編成方針） 第34条（履修方法） 第25条（入学資格） 【資料A 01-03-1】 カリキュラムマップ 【https://shizuoka-norin-u.ac.jp/fouryears/document/curriculum_map_2020.pdf】

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公開に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 情報の公表

1) 教育課程の公表

授業科目の体系的な編成は、カリキュラムマップとして、本学のWebページ上に掲載するとともに、個別の授業内容は、シラバスを本学のWebページから検索・閲覧できるようにしている。また、本学学生については、入学時に配布する学生便覧にもカリキュラムマップ（及び授業科目の概要）を掲載するとともに、新入生セミナーにて解説することで、その周知を図っている。

2) 教員の教育研究・社会貢献活動に関する情報公開

論文 32編（4大 19編、短大 13編）、著書 4編（4大 2編、短大 2編）、学会・研究会における発表 64件（4大 46編、短大 18編）、前述以外の専門誌、新聞や広報誌等で 38件（4大 28件、短大 10件）を研究成果として公開した。また、公開講座、研修会、セミナー等へ教員を講師として延べ48名（4大 25名、短大 23名）を派遣し、教育研究活動で得られた成果を含めて講演した。さらに、教育研究・社会貢献活動の記録である「紀要・年報（アグリフォーレ・レポート）」の第4号（106頁、300部）を令和6年6月30日に刊行し、関係大学等に無料配布するとともに、より広く情報を公表するために機関リポジトリによりインターネットを通じて第1～4号を学内外に無償で公開している。なお、本紀要・年報には原著論文 3編、調査・技術論文 1編、学位取得論文紹介 1編、研究・活動紹介 7編、教員の1年間の活動一覧等が掲載されている。

3) 広報活動、高大連携等

学則第4章―第16条に基づき企画広報委員会を設置し、静岡県立農林環境専門職大学等企画・広報委員会規程にて詳細を定めている。本学は、県立の公立大学であることから県民をはじめ地域社会及び農林環境業務への就業を志す高校生に対して、大学の活動に関する情報を積極的に提供していく方針である。

今年度の広報業務では、大学案内6,000部、ポスター（A1版100部、B1版20部）、パンフレット（1,000部、英語版500部）等を作成した。また、テレビCMの制作及び放映、大学紹介動画の改訂及び公開、交通広告、受験サイト・アプリへの広告、インターネット広告等を行った。

オープンキャンパスは、本学に関心のある高校生を対象に6回（8月3日 2回、8月10日 2回、8月11日 2回）開催し、高校生289人（内3年生 147人）、保護者286名、合計575名が参加し、本年度からは栽培、林業、畜産の各コースでの教員による模擬講座を行い、施設見学、学食体験、個別相談も行った。

さらに、高校訪問・ガイダンス参加（延べ約200回）、HP及びSNSでの情報発信、個別見学の随時受け入れ、日本学校農業クラブ全国大会（岩手県盛岡市）における参加高校生等への広報活動も実施した。なお、静岡県学校農業クラブ連盟と緑の学園・農業クラブリーダー講習会（7月31日、参

加者62名)を本学において開催した。 「浜名湖花博2024」の開催に合わせて、浜名湖ガーデンパーク会場のネパール庭園で5月12日、6月1日に大学PRを行った。「豊田わくわくフェスタ」(磐田市 アミューズ豊田)が5月12日に開催され大学PRを行った。「第14回産業振興フェアinいわた」(磐田市 アミューズ豊田)が11月8～9日に開催され大学ブース展示を行った。「ものづくり力交流フェア2025」(富士市 ふじさんめっせ)が令和7年2月6～7日に開催され大学ブース展示を行った。 磐田市社会福祉協議会の情報誌「いわた社協だより96号9月1日発行」(磐田市内全戸配布)からの原稿依頼、「広報いわた」(磐田市)の「楽習+ (プラス)」からの原稿依頼に対応した。	
☒ 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。	
優れた点	各種媒体等を活用して、地域社会及び本大学・短期大学に関心のある高校生に対して、大学の設置目的や教育内容について効率的かつ積極的に広報活動を行うことができた。 広報アンバサダーとして、Z世代に人気のあるインフルエンサー及びマンガライブペインターを起用し、高校生がよく視聴するインターネット広告での本大学・短期大学の認知度向上に力を入れ、積極的な広報活動を行った。また、高大連携活動として、県内のみならず、県外の農業関係高校にも訪問・PR活動を実施した。 さらに、設置計画履行状況報告書や自己点検評価報告書の公表について、速やかに実施している。
改善を要する点	オープンキャンパスでは、学生にも案内、個別相談等一部協力してもらったが、学生との交流の場を増やす工夫をする必要がある。 大学のホームページやSNSなどの拡大・充実による広報の情報発信の強化が必要である。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
学校教育法	
第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。	静岡県立農林環境専門職大学等企画・広報委員会規程【資料A 03-06】
学校教育法施行規則	
第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること 二 教育研究上の基本組織に関すること 三 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること 四 入学者の選抜に関すること。 五 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数、進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数に関すること 六 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関すること。 七 学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること 八 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること 九 授業料、入学科その他の大学が徴収する費用に関すること 十 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること 2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。 3 省略 4 大学は、前項各号に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。 5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。	本学ウェブページ 【https://shizuoka-norin-u.ac.jp/】 一 基本理念、教育目標 二 ホームページ 三 教員名簿、教員紹介 四 入試情報、就職・キャリア支援 五 カリキュラムマップ 六 4年間の学び 七 学生生活 八 学納金・給付金制度 九 上記四及び六に同じ 静岡県立農林環境専門職大学リポジトリ「アグリフォーレ・レポート」 【https://spua.repo.nii.ac.jp/records/15】 設置計画履行状況報告書【資料B 05-01】 自己点検評価報告書 【https://shizuoka-norin-u.ac.jp/overview/assessment/】

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 内部質保証

1) 内部質保証の全学的な方針

本学の内部質保証は、自己点検・評価委員会を中心に行うものとし、毎年の自己点検・評価結果は大学ホームページ等を通じ、広く社会に公表している。

2) 内部質保証体制

学則第4章－第16条に基づき「自己点検評価委員会」を設置して、静岡県立農林環境専門職大学自己点検評価委員会規程にて詳細を定めている。また、静岡県立農林環境専門職大学自己点検・評価規程を定め、自己点検・評価に関し必要な事項を定めている。

令和6年度の分野別認証評価及び毎年の自己点検・評価への対応に向けて、これまで運用上の設置に留まっていた副委員長の職を委員会規程に明記し、併せて生産環境経営学部の教員のうちから評議員が選定する者を2人から3人に増員することで、体制強化を図った。

また、自己点検・評価委員会内に「分野別認証評価ワーキンググループ」を設置し、令和6年度の分野別認証評価への対応に当たった。

3) 内部質保証システムの運用実態

令和6年度は計4回（令和6年4月9日（書面）、令和6年4月24日、令和6年5月15日、令和6年10月21日）の委員会を開催した。分野別認証評価は、学校教育法第109条第3項ただし書の代替措置により実施することを昨年度中に決定済であったことから、第1回委員会においてその外部評価委員候補者の選定及び承認を行った。

第2回は、昨年度同様、中間報告としてまとめた令和5年度点検評価ポートフォリオについて委員全員でチェックを行い、意見を収集した。第3回において、令和5年度点検評価ポートフォリオ（中間報告）に対する意見の確認を行い、令和5年度のポートフォリオを完成させている。

第4回では、分野別認証評価実地調査当日の対応について審議した。また、令和8年度に実施予定である機関別認証評価における受審機関を公益財団法人大学基準協会とすることを決定した。

分野別認証評価に関しては、自己点検評価委員会内に配置された「分野別認証評価ワーキンググループ」が中心となって準備を進め、評価基準や評価の手引きの作成を行った。第1回自己点検評価委員会にて選定を行った外部評価委員5名については、令和6年8月5日に第1回外部評価委員会を開催し、顔合わせを行うとともに今後の評価のスケジュールや評価基準等について確認を行った。大学からは評価報告書を8月末に各委員あて提出し、書面調査により質問等のやりとりを行った。令和6年11月6日には実地調査を実施し、4名が来学し、学内の教育研究環境等の視察や教員・学生との面談を実施した。その後、外部評価委員会からは令和7年2月18日に評価報告書が提出されている。

2 大学運営

1) 教員と事務職員等の連携及び協働

教員と職員の協働体制としては、最終意思決定機関である大学評議会に正規の構成員として職員が入っている。また、教務委員会、学生委員会をはじめとする委員会は教員と職員から構成されており、教員と職員が連携して大学運営にあたっている。さらに、FD・SD委員会では、事務職員と教員が協働し教育内容等の改善、及び事務職員の能力・資質の向上のための方針を決定している。

令和6年度は、委員会を計6回（令和6年4月2日、5月28日、6月26日、8月28日、10月23日、令和7年2月19日）開催した。協議の内容は、FD・SD研修会、授業評価アンケート結果の検討および教員からの回答、優秀教員表彰者の選出、教員間の授業参観などである。

2) 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(ア) 授業評価アンケートの実施と改善方法

学修成果の把握及び教育課程の改善のため、FD・SD委員会において授業評価アンケートを実施し、改善に向けた活動を実施した。授業評価アンケートは、教員・学生にフィードバックすることで教育の改善に資することを目的としている。令和6年度においては、前期51科目、後期47科目について実施した。授業評価アンケートにおける総合的な満足度の平均は5点満点で前期4.5(4.5)、後期4.5(4.4)と高かった(括弧内は令和5年度)。

また、教員相互の授業参観期間を5月～1月に設け、各教員は最低1回の参加を義務付け、自身の講義の改善に役立った点について報告書を提出した。その結果、24人中22人の教員が合計24の講義を聴いて自身の授業改善に資した。報告書を取りまとめ、参考となる事例や改善点を全教員に周知した。

(イ) 大学評価アンケートの実施と改善方法

令和6年度についても、年度終盤にカリキュラム編成等における学生評価アンケートを実施した。

実施方法として、大学全体を俯瞰し、継続的に改善していく共通認識のもと、昨年度と同じ内容の学生アンケートを実施した。学生への回答依頼については、学内ポータル上に無記名の「学校評価アンケート」を掲載し、より良い大学作りのための材料とする旨の説明を加えて、アンケートへの回答を促した。設問は、カリキュラム等の教務に関するものが7問、学生生活に関するものが12問の合計19問とし、学生の負担を最小限にするよう配慮した。また、すべての設問に自由記載欄も設けた。回答率は、1年生で64.0%、2年生で56.7%、3年生で30.8%、4年生で34.5%であった。

評価の概要は下記のとおりであった。

- ・授業・学修全般の満足度は、1年生で62.5%、2年生で58.8%、3年生で75.0%、4年生で80.0%が満足度を感じていた。

- ・授業・学修の成果を感じるかの問いに対し、1年生で68.8%、2年生で94.1%、3年生で87.5%、4年生で90.0%が「それなり」以上の成果を感じていた。

- ・カリキュラム編成に対しては、適正と考えているのは、1年生では25.0%、2年生では29.4%、

3年生では37.5%、4年生では40.0%であり、カリキュラム編成に対する変更の要望が強い。

- ・講義科目での満足度では、1年生は50.0%、2年生では52.9%、3年生では75.0%、4年生では60.0%が「やや満足」以上であり、1、2年生の満足度が低調である。

- ・実習科目での満足度では、1年生は43.8%、2年生では70.6%、3年生では87.5%、4年生では80.0%が「やや満足」以上であり、講義科目に比較して高い傾向にある。1年生の満足度が低調である理由として、実習科目が少ないとの声がある。

- ・新入生セミナー、ホームルームの満足度では、1年生は18.8%、2年生では41.2%、3年生では62.5%、4年生では50.0%と低調ではあるが、「どちらともいえない」が1年生は49.0%、2年生は44.7%であり、満足とはいえないものの必要性はある程度理解されているといえる。

3) 研修の機会等

FD・SD委員会において、令和6年度は下記の取組を実施した。

第1回：4月2日 学長講話

第2回：9月30日 「障害学生支援について」と題して、静岡大学学生支援センター障害学生支援部門 准教授 生川友恒先生による合理的配慮と教育的支援の考え方についての講演及び教職員によるグループワークを実施した。

事務職員19名のうち18名（うちオンライン参加1名）、大学教員24名のうち21名、短大教員21名のうち18名（うちオンライン参加2名）の計57名が参加した。なお、参加できなかった者については、1か月程度録画の公開期間を設けて、視聴を促した。

4) 学修成果

（ア）学修成果の可視化のための評価項目の設定

学則第4章―第16条に基づき教務委員会を設置し、静岡県立農林環境専門職大学教務委員会規程により詳細を定めている。学生の学修成果については、可視化のための基準を儲けた。具体的には時期を入学直後、在学中及び卒業時に分け、それぞれについて入学試験やGPA評価、資格取得状況などの指標を定めて示すことにしている。

静岡県立農林環境専門職大学
学修成果の可視化のための学内評価一覧

自己点検評価評価委員会

本学の教育カリキュラムが3つのポリシーに基づき適切に機能しているかを3つの段階で、多面的、総合的に、評価するための指標の一覧

区分	入学前・入学直後 (アドミッション・ポリシー)		在学中 (カリキュラム・ポリシー)		卒業時 (ディプロマ・ポリシー)	
	項目	担当委員会(事務局)	項目	担当委員会(事務局)	項目	担当委員会(事務局)
大学	入学試験	入試(学生課)	GPA評価	教務(教務課)	GPA評価	教務(教務課)
	新入生アンケート	学生(学生課)	修得単位数	教務(教務課)	大学評価アンケート(3月)	学生・FDSD(学生課・教務課)
			成績分布	教務(教務課)	学位授与数	教務(教務課)
			授業評価アンケート(各期末)	FDSD(教務課)	資格取得	キャリアサポート(学生課)
			大学評価アンケート(3月)	学生・FDSD(学生課・教務課)	就職率・自家就農率	キャリアサポート(学生課)
			留年率・退学率・休学率・退学率	学生(学生課)	卒業生調査(卒業3年後) ²⁾	キャリアサポート(学生課)
			資格取得 ¹⁾	キャリアサポート(学生課)	就職・採用先アンケート	キャリアサポート(学生課)
			教育課程連携協議会	教務(教務課)		
コース			GPA評価	教務(教務課)	就職率・自家就農率	学生(学生課)
			修得単位数 ³⁾	教務(教務課)	プロジェクト研究	プロ研・後期担任(教務課)
			授業評価アンケート(各期末) ⁴⁾	FDSD(教務課)	ルーブリック評価 ⁶⁾	後期担任(教務課)
			ルーブリック評価 ⁵⁾	後期担任(教務課)	資格取得	キャリアサポート(学生課)
授業科目			インターンシップ参加	キャリアサポート(学生課)		
	農林業基礎科目の成績評価(前期) ⁷⁾	担当教員(教務課)	成績評価	担当教員(教務課)		
			ルーブリック評価 ⁸⁾	担当教員(教務課)		
			出席状況	担当教員(教務課)		
			授業評価アンケート(各期末)	担当教員・FDSD(教務課)		

- 1) 在学中の幹旋資格取得者の学内共有化 2) 卒業後の学生調査(就業状況等)を実施
3) 学生の取得単位を実習担当教員も共有化 4) 各期の授業評価を実習担当教員も共有 5) コース別ルーブリックを教員・学生で共有
6) コース別ルーブリックで学生の自己評価を共有 7) 経営・農林業基礎科目(農林業経営学、経営管理論、農学概論)の成績評価をホームルーム担任も共有
8) 各講義でルーブリック評価を実施する

(イ) 資格の取得

令和6年度卒業生が在学中に取得した資格は以下のとおりである。

大型特殊免許(農耕車限定)25名、チェーンソー取り扱い資格3名、大型限定解除2名、牽引2名、家畜人工授精師4名、フォークリフト免許16名、小型車両系建設機械運転特別教育修了者7名、農業技術検定2級合格者5名、3級1名。

5) 服務・コンプライアンス

学則第4章・第16条に基づき倫理委員会を設置し、静岡県立農林環境専門職大学等倫理委員会規程により詳細を定めている。また、教員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、教員の自律性及び倫理性の維持・向上と職務の執行の公正さに対する県民の疑念や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する県民の信頼を確保するため、静岡県立農林環境専門職大学等教員倫理規程及び利害関係者等について定義した内規を定めている。

令和7年2月18日の第1回委員会では、本学の倫理保持に係る規程や委員会の役割等について改めて確認し、理解を深めた。

また、令和7年度に向け、教員への啓発をどのようにするかについて協議し、年度の早い時期に「倫理委員会からのお知らせ(保存版)」として、倫理関係の注意事項等をまとめたものを、全教

職員に対しメールで送信することを申し合わせた。 なお、10月はコンプライアンス推進月間（今年度のテーマは「Let'sコンプライアンス～組織で防ごう 不適正事務～」）として、県の人事課が行うコンプライアンス検定を教職員全員が受検し、静岡県職員としてのコンプライアンスに関する理解度を上げた。 ハラスメント対策については、防止及び対策を適切に実施するための機関として、ハラスメント防止対策委員会を設置し、「静岡県立農林環境専門職大学等におけるハラスメントの防止等に関する規程」により詳細を定めている。 令和6年度は、2月18日に第1回委員会を開催し、文部科学省からの通知を踏まえ、本学のハラスメント防止に係る規程の確認を行った。また学内で発生したハラスメント事案については、関係者にかかわらず、本委員会に対応することとする方針が承認された。1月30日には関係職員が、ふじのくに地域・大学コンソーシアム主催の「ハラスメントを起こさない、起こさせない～快適な職場づくりのために自分ができることを考える～」に参加し、ハラスメント防止に対する意識を高めた。	
☒ 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。	
優れた点	分野別認証評価の基準の考え方等に関する教職員向け講演会を開催し、また先行する専門職大学への訪問調査と文科省への事前相談など、令和6年度分野別認証評価の受審に向け準備を行った。また、分野別認証評価について外部評価委員会を設置し、「自己点検・評価報告書」を外部評価委員へ提出し、大学・短大の实地調査を受検し評価を受けた。
改善を要する点	・分野別認証評価の評価項目について、各委員会を中心に改善等の対応をする。 ・大学評価アンケートの回答率が3、4年で3割台と低いことから、回答率を上げるべく学生への周知と働きかけが必要である。

（２）関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
学校教育法	
第百九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。 ② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。 ③ 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。 ④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。 ⑤ 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。 ⑥ 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。 ⑦ 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。	静岡県立農林環境専門職大学学則第17条（教育課程連携協議会）【資料A 01-03-1】 静岡県立農林環境専門職大学自己点検評価委員会規程【資料A 03-01-1】 静岡県立農林環境専門職大学自己点検・評価規程【資料A 02-03-1】 自己点検評価報告書 【https://shizuoka-norin-u.ac.jp/overview/assessment/】
学校教育法施行規則	
第百五十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。	静岡県立農林環境専門職大学入試委員会規程【資料A 03-07-1】
第百六十六条 大学は、学校教育法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。	静岡県立農林環境専門職大学自己点検評価委員会規程【資料A 03-01-1】
専門職大学設置基準	
（組織的な研修等） 第三十六条 専門職大学は、当該専門職大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。 2 専門職大学は、学生に対する教育の充実を図るため、当該専門職大学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。 3 専門職大学は、指導補助者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。	静岡県立農林環境専門職大学FD・SD委員会規程【資料A 03-03-1】 令和6年度 授業評価アンケートの結果（大学）【資料C 11】
法例外の関係事項	
学修成果 学生の学修成果を適切に把握する取組みを行っているか。 サービス・コンプライアンス サービス規律の遵守や倫理性の維持向上に資する取り組みやハラスメント対策を行っているか。	静岡県立農林環境専門職大学教務委員会規程【資料A 03-11-1】 静岡県立農林環境専門職大学等倫理委員会規程【資料A 03-02】 静岡県立農林環境専門職大学等教員倫理規程【資料A 02-05】 本学の倫理体系図【資料C 12】

	静岡県立農林環境専門職大学等におけるハラスメントの防止等に関する規程 【資料A 05-01】
--	---

リ 財務に関すること

（１）自己点検・評価の実施状況

１）予算の確保

本学は静岡県を設置者とする直営の県立大学であることから、予算編成は県全体としての予算編成の中に組み込まれており、県の財政担当課から示される予算編成方針等に基づき予算を編成している。したがって大学独自に財政計画を策定する状況ではなく、県全体の緊縮財政の流れの中で、厳しい財政運営を強いられている。

予算執行は、県の条例、規則に基づき事務処理を行い、会計部門による検査・指導や県監査委員会事務局による監査を受けながら、適正な予算執行に努めている。

そのような中で、教育を支える研究活動を積極的に行うため受託研究、共同研究などの外部競争資金の獲得を図っており、教育研究の財政的基盤を支えている。

２）収入の状況

本学は法人化されていない公立大学であり、これら校地・校舎、図書・設備等は、全て静岡県の公有財産となっている。また、大学の会計は地方自治法の規定に基づく公会計によって、静岡県の一般会計に位置付けられている。

主な歳入である入学料、授業料等の自主財源と、運営に係る歳出の差額は全額静岡県一般財源から措置をされ、収支は常に均衡しており大学としての債務はない。

３）予算の推移

歳入予算に関しては、開学以来、学年進行に伴う学生数の増加により授業料収入が増加していたが、令和５年度に完成年度を迎えたことから、令和６年度は前年度並みとなっている。

歳出予算に関しては、大規模な施設整備が令和５年度で完了したことから、施設整備費が減額となっている。また、開学から５年となり外部機関等からの受託研究や共同研究の件数も増加していることから、受託研究費予算が増加している。

過去２年の予算の概況（短期大学部と共通）

【歳入】

（単位：千円）

費目	令和５年度	令和６年度
入学料	15,317	15,317
授業料	72,972	72,972
その他	87,357	216,761
一般財源	1,042,155	873,859
歳入合計	1,217,801	1,178,909

【歳出】

(単位：千円)

費目	令和5年度	令和6年度
教育経費	43,502	49,597
研究支援費	22,323	19,900
事務局経費	305,689	426,626
学生経費	40,486	43,852
受託研究費	30,106	31,199
人件費	614,995	607,735
小計	1,057,101	1,178,909
施設整備費	160,700	0
歳出合計	1,217,801	1,178,909

4) 外部資金の確保

国や独立行政法人等の公募競争型資金の活用や企業等からの研究の受託等により、専門職大学が行う教育研究の加速化を図り、複雑化する地域産業の課題解決や技術開発の要望に的確に応えていくために、予算を確保している。

研究推進委員会において、外部資金に向けた研修会を行うとともに、地元企業及び行政と連携強化を図り、外部資金の確保の取組をしている。また、募集案内を各教員に周知している。

過去2年の予算の概況（短期大学部と共通）

区 分	令和5年度	令和6年度
当初予算（千円）	30,106	31,199
決 算（千円）	10,047	6,071

公募競争的資金や受託研究等の獲得状況（短期大学部と共通）

	令和5年度	令和6年度
獲得件数（件）	16	15
獲得額（千円）	9,544	9,868

科研費応募状況（短期大学部と共通）

	令和5年度	令和6年度
応募件数（件）	2	5
採択件数（件）	0	0

☒ 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。	
優れた点	特になし
改善を要する点	特になし

(2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
専門職大学設置基準	
(教育研究環境の整備) 第五十三条 専門職大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	

ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) ICT環境の整備

本学では、ICT環境の整備と改善を図るため図書・情報ネットワーク委員会内に情報ネットワーク部会を設置し、管理運用に取り組んでいる。

開学時に構築した教育情報システムの保守ライセンスが令和6年度末で保守期限を迎えることから、期限の更新と合わせて、端末・ネットワーク機器の更新やセキュリティの強化、SINET専用回線の導入等を一体的に行う大規模な更改を行うこととし、令和6年10月に請負業者と契約した。令和6年度中に更改を完了し、令和7年度から5年間、機器のリースや運用保守を行う契約となっている。

なお、令和4年7月に本学に落雷があり、C棟Wi-Fi設備の不具合や、一部電源の喪失等の被害があったことを受け、本更改の中では、災害時のデータ損失に備えたサーバーのクラウド化も併せて行うこととしている。

2) 研究活動の促進

本学では、研究水準の向上及び研究活動の質向上と活性化を推進するため研究推進委員会を設置し、活動している。令和6年度は対面での会議を4回、さらに受託研究申請や動物実験申請等急を要する審議については迅速に対応するため、前年度と同様にメールによる会議として計13回開催した。本年度は、教員研究費・重点研究費の配分、受託研究(3件)・共同研究(2件)・奨学寄附金(1件)や動物実験の申請(6件)の承認、間接経費の用途の検討、研究データポリシーについて協議した。また、科研費の獲得を目的として、科研費申請説明会を開催した。

研究倫理に関しては、全教員を対象に研修会の開催とeラーニングの受講を実施した。また、科学技術振興機構(JST)主催の研究公正シンポジウム(10月31日開催)、日本学術振興会(JSPS)主催の研究倫理セミナー(12月5日開催)、東京大学研究推進部主催の研究インテグリティヒヤリハット事例研修会(2月21日開催)に参加し、情報の取得に努めた。

地元企業との連携の模索、他の研究機関や大学との研究交流、情報交換については、磐田市未来の農林業連携懇話会(12月25日、本学開催)及び静岡県先進的農業推進協議会(11月28日、静岡大学開催)に参加した。静岡県先進的農業推進協議会では食品加工の取組を本学教員が講演した。また、磐田市未来の農林業連携懇話会主催の未来の農林業セミナーでは、林業の取組として本学教員が講演し、その後も磐田市を通じ企業側の検討事項が研究推進委員会に届き、教員とのマッチングを行った。

3) 学生支援

<厚生補導支援>

令和5年度から、静岡県立農林環境専門職大学等障害学生支援委員会として、精神障害、身体障

害、発達障害、後遺症を伴う傷害を持つ学生及び入学志願者を対象に支援活動を開始した。入試前の「事前相談」、入学時の「健康調査票」や入学後の「随時の健康相談」が入口になり、基本的に、障害者手帳等所持、医師の診断書、高校・中学までの配慮履歴、学校内外の専門家の意見等の配慮すべき根拠のある学生が対象となる。相談窓口は、保健師、スクールカウンセラー、教員の他、主だった事務系職員となっているため、必要とする支援内容に応じて気軽に相談できる体制になっている。令和6年度は、1名1件の配慮申請に対応し、講義・実習時における担当教員の同意の下で円滑に支援された。本年度も聞取り項目を工夫した入学時健康調査票に基づく保健師とスクールカウンセラーの聞取りの有効性が確認された。なお、この支援要請は自己申告を原則としているため、支援要請する自己判断ができない場合は、細かい配慮に至らない欠点がある。一方、相談に訪れた学生や支援を受けた学生からは支援制度の存在を歓迎するポジティブな意見が多く寄せられた。

ハラスメント事案では、事務局長とハラスメント防止対策委員会が連携し、学生間事案では学生委員会、学生間以外の事案では事務局長が審議し、学長に報告の上、学長の指示による必要な措置をとる事になっている。令和6年度の該当事例はなかった。

健康相談のうち、身体の不調や健康管理に関する相談や指導・支援は、保健医務室で対応している。保健室には嘱託職員1人を配置し、週3日在室するきめ細やかな対応の取れる体制を整備している。

学生のメンタルヘルス対策としては、スクールカウンセラーを設置して対応している。カウンセラーは1人を配置し、週2日の相談日を設けている。

<学生表彰規程の整備>

学生表彰規程に基づき、成績優秀者2名(綜合成績優秀者1名、プロジェクト研究発表最優秀者1名)、ヤンマー懸賞論文特別優秀賞受賞者1名、あわせて3名を表彰した。

4) 社会連携・社会貢献

本学では、公開講座の企画及び運営等を企画広報委員会が行っている(企画広報委員会規程)。

令和6年度は、企画広報委員会を6回(4月3日、5月20日、6月11日、7月10日、10月22日、3月11日)開催し、農業者・県民向けの公開講座や各種広報活動の推進に関して検討を行った。

本委員会では、県民向け公開講座の総称を「アグリフォーレ公開講座」と銘打ち、「アグリ実践講座」と「アグリビジネス講座」を企画し、受講生を募集した。

「アグリ実践講座」は、新規就農者に向けた、作物栽培の実技を伴う7回の講座で、8月20日、8月27日、9月10日、9月24日、10月15日、10月29日、11月12日に行い9名が参加し、午前の講義、午後の実習を行った。

「アグリビジネス講座」は、新たな事業展開を目指す農業者に向けた講座」の6回の講座を開講し、8月8日、8月29日、9月5日、9月12日、9月19日、10月3日に行い、6名の参加があり、受講者からの評価は高かった。

本年度は新たに「アグリフォーレ農業セミナー」を企画し、「スマート農業技術導入の展望と経

営改善」をテーマにファーム・マネジメント・サポート代表 梅本雅氏と本学の金岡正樹教授を講師に令和7年1月24日に本学視聴覚室において開催し、74名の参加があった。

「はじめての農業講座」は包括連携協定を提携しているJA遠州中央と行った講座で、大学3年生3名を講師に小学生～80歳代までの一般人23人を対象にプランターを利用した野菜づくりの講義と実践を9月29日に行った。受講生からの評価は高く、次の講座として花き、果樹、加工など幅広い要望の声があがった。

さらに、本学の機械研修場（掛川市）において農業機械研修計画に基づき、農業者向けに、農業機械の効率のかつ安全な利用に関し、高度な知識・技能を備えた担い手を養成するための研修として農作業安全研修9回、農業機械応用研修2回の合計11回実施した。

また、令和6年度は開学5周年ということで、クラウドファンディングでの寄附金により、開学5周年記念講演会を12月10日に磐田市内で開催した。YouTubeによるライブ配信も行われ、県内関係団体、教育機関等からオンラインも含め約100名の方に御参加いただいた。来賓祝辞、学長挨拶、大学紹介に続き、磐田市長の草地博昭氏、(株)Happy Qualityの宮地誠氏、本学生産環境経営学部の達志保准教授による記念講演を行った。

5) 国際交流

本学では国際感覚を身に着けた農林業経営者の育成を目指しており、令和6年度は海外農林業事情の授業でオーストラリアに四大4名、短大7名、教員2名が参加した。また、教員は海外大学等との共同研究の実施等により国際交流を推進することとしている。令和6年7月1日～8日には、ボゴール農科大学(IPB)より研修生2名を迎えた。授業及び寮生活を体験してもらい、学生との交流機会も作ることができた。この対応に当たり、既存の委員会では対応しきれない面が判明し、国際交流タスクフォースを立ち上げた。当面の国際交流事業に対応できる体制が整えられた。

6) 将来構想策定部会の開催

本学は令和5年度で設置計画履行状況等調査（アフターケア：AC）対象期間を終えたことで、専門職大学である本学の特殊な状況を踏まえて、県立の専門職大学（四大、短大併せた）としてのビジョンとして将来構想策定部会において作成したAgrifore Mind 2030案をベースとして、令和5年度末までに、Agrifore Vision 2030を策定した。ビジョンは学長が社会に向けて発信するものであり、本ビジョンも学長指導の下で大学の目指す姿や方向性を示すための将来ビジョンとして策定している。令和6年度は策定されたAgrifore Vision 2030の外部発信に向けての校正作業を学内で行い、年度内に外部発信を行う予定で進めている。

7) 新型コロナウイルス感染症への対応

令和5年5月8日に新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に移行したことを受け、新型コロナウイルス感染症対策委員会を感染症対策委員会へ改称し、学内で感染者が発生した場合には、季節性インフルエンザに準じた取扱いとする

ことが昨年決定し、今後は、学内で新型コロナウイルス感染症を初めとする各種感染症の蔓延が疑われるなど、学長が必要と認めるときは、感染症対策委員会を開催のうえ、遠隔授業の実施や休講等の対応方針を決定し、評議員及び教職員に周知することになった。

令和6年度は、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザともに罹る学生はいたが、流行までには至らず、感染症対策委員会は開催されなかった。

学生の健康管理においては、発熱等、感染が疑われる症状が確認された場合は、学生寮においては隔離部屋への移動と自宅療養を徹底し、感染拡大を防止した。陽性が判明した学生へは医師の指示する期間、出席停止の措置を行った。学生に感染症の感染拡大の兆候が表れた場合には、日常生活における指導として、マスク着用、手洗い、手指消毒の徹底、3密の回避等の注意喚起を呼びかけた。

☒ 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点	・ IPB からの派遣学生受け入れのために国際交流タスクフォースを立ち上げたことにより、当面の国際交流事業に対応できる体制が整えられた。 ・ 開学5周年記念講演会をクラウドファンディングでの寄附金により開催し、約100名の参加があった。これまでの支援に対する感謝を伝えるとともに、大学の更なる知名度向上や幅広い業界との関係構築にもつながった。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
I C T環境の整備 教育研究上で必要な I C T環境が整備されている。	静岡県立農林環境専門職大学等図書・情報ネットワーク委員会規程【資料A 03-05】 静岡県立農林環境専門職大学等学内ネットワーク利用規程【資料A 09-04】 B棟W i - F i 環境整備工事（概要）【資料C 13】
学生支援 学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。	静岡県立農林環境専門職大学学生委員会規程【資料A 03-08-1】
学生支援 特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	静岡県立農林環境専門職大学キャリア・サポートセンター運営委員会規程【資料A 03-09-1】 静岡県立農林環境専門職大学等学生相談室規則【資料A 07-10】 静岡県立農林環境専門職大学等におけるハラスメントの防止等に関する規程【資料A 05-01】 静岡県立農林環境専門職大学学生表彰規程【資料A 07-13-1】 保険医務室利用状況報告（学生利用分）【資料C 22】
学生支援 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	静岡県立農林環境専門職大学等の授業料等減免等取扱要綱【資料A 07-11】
国際交流	ボゴール農科大学との覚書締結【資料C 17】
社会連携・社会貢献	静岡県立農林環境専門職大学等企画・広報委員会規程【資料A 03-06】 アグリフォーレ公開講座「農業者向けスキルアップ講座」【資料C 18】 令和6年度 大型機械研修実績【資料C 19】 令和6年度 農業機械研修計画【資料C 20】 令和6年度 農業機械研修開催日【資料C 21】
設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等の是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。	設置認可関係書類（履行状況報告書）【資料B 05-01】
その他	

Ⅱ「基準２ 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

1) 自己分析活動の状況

学則第16条に基づきFD・SD委員会を設置している。本学に発達障害等の障害をもって入学する学生も少なからず存在する中で、教職員はそのような学生を理解して、教育及びその支援を実施する必要がある。本年度は、令和6年9月30日に静岡大学学生支援センター障害学生支援部門 准教授 生川友恒氏の「障害学生支援について」の基調講演とグループワークを実施し、教員及び職員が抱える課題を抽出した後に改善策を検討しており、建設的な議論ができた。

また、本委員会では、教育実践に顕著な成果をあげた教員に対して、その功績を表彰することにより、専門職大学の教員の意欲向上と学校教育の活性化を図ることを目的として、静岡県立農林環境専門職大学等優秀教員賞表彰を実施している。本年度は達准教授と藤代准教授の2名が受賞した。

さらに、本学では優れた授業を参考にして各教員が自らの授業改善を図るため、教員相互の授業参観を実施し、その内容を共有するように推進している。本年度は実施教員数22人(実施率92%)、実施回数24回であった(令和7年2月末)。

「分野別認証評価」は5年ごとに受検することになっており、本年度に受検をした。しかし、令和6年3月現在、「農林環境分野」を認証する専門職大学(専門職短期大学)の認証評価機関は存在していない。この場合、認証評価に関する代替措置を実施することが認められていることから、本学において、外部評価委員会を設置することにより分野別認証評価を実施した。

2) 自己分析活動の取り組み(目次) ※学習成果に関する分析の取り組み等を一つ以上記述します。

No.	タイトル	ページ数
1	FD・SD研修会の実施	66
2	教員表彰の実施	68
3	教員相互の授業参観の実施	70
4	分野別認証評価	71

3) 自己分析活動の取り組み

タイトル (No. 1)	FD・SD研修会の実施
分析の背景	発達障害等の障害をもって入学する学生も少なからず在籍する中で、そのような学生を理解して、教育及びその支援を実施する必要性から実施した。
分析の内容	1) 実施方法 (1) 基調講演 「障害学生支援について」 静岡大学学生支援センター障害学生支援部門 准教授 生川友恒氏 (2) 出席者 大学教員21名 短大教員18名（うちオンライン参加2名） 事務職員18名（うちオンライン参加1名） 計57名 2) 講演内容 1. 社会モデルによる障害と合理的配慮の考え方 2. 発達障害特性のある学生への対応 3. 合理的配慮と教育的配慮（支援・サービス） 4. 文科省検討報告会（第3次まとめ）を読み解く 5. 合理的配慮を考えるうえでの事例 3) グループワーク課題 テーマ1：ASDの学生について、臨地実務実習先への説明としてどのような手順でどのような配慮を求めていることが適切か。就職支援として、指導教員とキャリアサポートセンターがどのように連携できると理想的なのか。 テーマ2：ADHDの学生について、1年次後期以降の就学に向けて、学内で有機的な支援に結び付けるために指導教員としてどのような対応や調整が考えられるか。 3) グループワーク検討結果 テーマ1 【実習先関連】 ・企業との過去のつながりを活用 ・農福連携を行っている理解度の高い実習先の確保 ・線と面対応により、事例を増やす など 【大学・短期大学・教職員サイド】 ・キャリアサポートの大学の仕組みの周知と理解対応 ・担当教職員負担軽減のための大学体制の整え ・学生と保護者サイドとの情報共有と寄り添い方 など テーマ2

	・当該学生以外の協力体制 ・保護者の理解促進のための情報提供 ・カウンセラーへのつなぎや外部チューターの協力 など
自己評価	教員及び職員が抱える課題を抽出した後に改善策を検討しており、建設的な議論ができたと考えられる。
関連資料	

3) 自己分析活動の取り組み

タイトル (No. 2)	教員表彰の実施
分析の背景	教育実践に顕著な成果をあげた教員に対して、その功績を表彰することにより、専門職大学の教員の意欲向上と学校教育の活性化を図ることを目的として、静岡県立農林環境専門職大学等優秀教員賞表彰を実施する。
分析の内容	1) 実施方法 優秀教員賞は、表彰される年度当初において、専門職大学の教員として在職し、当該年度の教育活動の実績が次の各号のいずれかに該当する者のうちから、若干名に授与する。 (1) 授業において、卓越した指導力で教育効果の高い授業を実践した者 (2) 教育方法の工夫又は改善に取り組み、顕著な教育成果をあげた者 (3) その他優秀教員賞にふさわしいと認められる者 前年度までは、優れた教員名を記述する学生アンケートにより、最多得票を得た教員を選出していたが、授業内容や教育方法についての評価を重視していくべきとの意見がFD・SD委員会内で出たことを踏まえて、次の方法にて選出することとした。 【選出方法】 学生による授業評価アンケートの結果から回答率が6割未満のものは除外して、座学と実習の科目区分は行わず、評価ポイント（回答者平均）の基準が他項目と異なる（好ましいのが5段階の中間である3）設問6を除く評価ポイント（回答平均）の合計点が高い科目を担当する教員（オムニバスの場合、全員）を表彰する。なお、合計点が同一（小数点第2位まで計算）の場合は、両者を表彰する。 2) 選出教員 四大では、遠准教授及び藤代准教授が最高点を得たことから、記述意見等を参考にFD・SD委員長の逢坂学部長が学長に推薦した。評価点については下記のとおりである。 遠准教授 ・農林業史（後期）において、学生からの授業評価アンケートでも極めて高い評価を受けた。 ・特に農業用水への興味を持ってもらうため、実際に現地に足を運んだことで、知ることの楽しさを味わうことができたと評価された。

	藤代准教授 ・短期大学部演習林実習Ⅰ（後期）において、学生からの授業評価アンケートでも極めて高い評価を受けた。 ・現場に活かせる教育内容であり、基礎学力の底上げにも尽力した。 ・危険が伴う林業の作業環境の中で、特に安全管理を重視した教育を実践した。
自己評価	選考方法を変えて授業内容で評価されるようになったことから、教員にとっての授業改善へのモチベーション向上につながると考えられる。ただし、評価方法については、より適切な選考ができるように改良を検討していく必要がある。
関連資料	

3) 自己分析活動の取り組み

タイトル (No. 3)	教員相互の授業参観の実施
分析の背景	優れた授業を参考にして各教員が自らの授業改善を図るため、教員相互の授業参観を実施し、その内容を共有する。
分析の内容	1) 実施方法 各教員は、参観を希望する授業を担当する教員に直接、アポイントメントをとり、了承を得たうえで参観を実施した。全ての教員には期間中、必ず1回以上の授業参観とその報告書の作成を義務付けた。報告書は、FD・SD委員会において取りまとめ、2月の教授会で報告した。実施教員数22人(実施率92%)、実施回数24回であった。 2) 報告書の概要(参考とすべきポイント) 資料作成については、まとまりのよさ、ポイントの明示、写真や図表を多く使用した視覚的な理解などに配慮している授業が高い評価を受けているが、一方で資料の内容が充実しすぎていると学生があまりメモを取らないという弊害も指摘されている。この点についての改善方法としては、資料中に空白を作ることで確認して入力させる手法やクイズ形式などの工夫をしている授業が参考になる。 教員側から学生の理解を深めるための取組としては、復習的な要素としてのミニレポートや小テストなどの活用の他、他の講義や実習とのリンク(振り返り、補完など)を評価する意見があった。また、学生の集中力が途切れないよう確認問題を配布し進めていたり、途中休憩を取り入れている授業もあり、これも学生の理解を深めるための間接的な支えになっていると考えられる。
自己評価	教員間で互いに評価し合うことは、授業改善のヒントを得るための有効な方法であるため、教員への周知を徹底したい。
関連資料	

3) 自己分析活動の取り組み

タイトル (No. 4)	分野別認証評価
分析の背景	「専門職大学（専門職短期大学）にあつては、当該専門職大学（専門職短期大学）の設置の目的に照らし、当該専門職大学（専門職短期大学）の教育課程、教員組織その他教育活動の状況について、政令で定める認証評価を受けるものとする。（学校教育法第百九条第三項）」により分野別認証評価を受検した。
分析の内容	1) 受検方法 令和6年3月現在、「農林環境分野」を認証する専門職大学（専門職短期大学）の認証評価機関は存在していない。この場合、認証評価に関する代替措置を実施することが認められていることから、静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部（以下、本学という。）において、外部評価委員会を設置することにより、「学校教育法第百九条第三項」にある専門職大学（専門職短期大学）の分野別認証評価を実施した。 2) 受検の流れ 令和6年4月 静岡県立農林環境専門職大学等外部評価委員会設置要綱」に基づき、外部評価委員5名による委員会を設置 令和6年8月末 「自己点検・評価報告書」を外部評価委員へ提出 令和6年11月6日 「大学・短大の实地調査」 令和7年2月 外部評価委員会より「令和6年度実施 分野別認証評価報告書（農林環境分野）静岡県立農林環境専門職大学・短期大学部」の報告
自己評価	本学の開学以来、初めての外部評価について学内の各委員会等の協力のもと「自己点検・評価報告書」を作成し受検することができた。今後は、外部評価委員会からの指摘事項に対して、自己点検委員会から学内の各委員会等へ周知し、改善等を図っていく予定である。
関連資料	令和6年度実施 分野別認証評価報告書（農林環境分野）静岡県立農林環境専門職大学」 令和6年度実施 分野別認証評価報告書（農林環境分野）静岡県立農林環境専門職大学短期大学部」

Ⅲ「基準３ 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

1) 特色ある教育研究の状況

本学では、多彩で高品質な農林産物を生産する本県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の生産を牽引していくことができる実践力と創造力を備え、各分野の経営体において中核を担う人材であるとともに、自らが農林業を営む農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会における将来のリーダーとして、それらを守り育てていくことができる人材の養成を目指している。

本学の行う特色ある教育研究の取組は下記のとおりである。

- 1) 学修効果を高める授業の取組について、動画の活用、ゲストスピーカーの活用、現物・現場の活用など工夫して授業を行っており、その実施内容については情報共有を図っている。（教務委員会）
- 2) 将来の農畜産業の担い手の育成や、地域農業の振興・発展及び地域活性化に繋げることを目的とする「JAバンク静岡アグリサポートプログラム」における担い手育成支援事業が、静岡県信用農業協同組合連合会（支援団体）との協議により継続的に実施されることとなった。
- 3) 開学から5年を迎える今年（令和6年）は、未来を担う農林業人材の育成と、魅力あふれる大学づくりをより一層進めていくため、開学5周年記念事業を実施した。
- 4) インドネシア共和国ボゴール農科大学（IPB）との覚書に基づき、本年は2名の研修生を受け入れた。
- 5) 韓国の忠南大学と慶北大学の農学部学部生が本学において農業実習教育プログラムを受講した。

2) 特色ある教育研究の取組（目次）※学習成果に関する分析の取組等の一つ以上記述します。

No.	タイトル	ページ数
1	実践的な問題解決能力を養成する実習・演習の取組（教務委員会）	76
2	担い手育成事業の取組（教務委員会）	79
3	特色ある教育研究の取組（5周年）	80
4	特色ある教育研究の取組（IPBから受け入れ）	81
5	特色ある教育研究の取組（韓国の大学から受け入れ）	82

3) 特色ある教育研究の取組み

タイトル (No. 1)	実践的な問題解決能力を養成する実習・演習の取り組み																																																																																									
分析の背景	本学のディプロマ・ポリシーでは、農林業の基幹分野である栽培、林業、畜産における高度な実践力と創造力を備えた人材の育成を掲げている。その実現のため、本学の実習・演習科目は、専門職大学が目指す実践的な専門職業人の育成に高い整合性を持って展開されている。																																																																																									
分析の内容	1) 実践力を養成する実習・演習系科目 「総合実習」、「圃場実習」、「生産マネジメント実習Ⅰ・Ⅱ」、「企業実習」、「経営実習Ⅰ・Ⅱ」など、実践的な学びの機会が体系的に設けられている(表1)。また、「経営実習Ⅰ・Ⅱ」及び「経営分析演習Ⅰ・Ⅱ」では、現場の課題に対して、チームで解決策を模索することで、問題解決能力やコミュニケーション能力を養う。 表1 <table border="1"> <thead> <tr> <th>学年</th><th>科目名</th><th>科目区分</th><th>指導対象</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年</td><td>総合実習</td><td>職業専門</td><td>全員</td><td>農林業全般、各コースの基礎</td></tr> <tr> <td rowspan="5">2年</td><td>圃場実習</td><td>職業専門</td><td>コース別</td><td>生産の基本</td></tr> <tr> <td>生産マネジメントⅠ</td><td>職業専門</td><td>コース別</td><td>生産技術の基礎</td></tr> <tr> <td>農山村デザイン演習</td><td>展開</td><td>全員</td><td>農山村の問題発見と解決力</td></tr> <tr> <td>GAP演習</td><td>職業専門</td><td>全員</td><td>GAPの理解とスキル</td></tr> <tr> <td>大型機械実習Ⅰ</td><td>職業専門</td><td>全員</td><td>トラクターの操作技術・免許</td></tr> <tr> <td rowspan="7">3年</td><td>演習林実習</td><td>職業専門</td><td>林業コース</td><td>森林管理の調査法と技術</td></tr> <tr> <td>生産マネジメントⅡ</td><td>職業専門</td><td>コース別</td><td>生産技術と管理の基礎～応用</td></tr> <tr> <td>企業実習</td><td>職業専門</td><td>コース別</td><td>臨地実務実習</td></tr> <tr> <td>販売管理実習</td><td>職業専門</td><td>全員</td><td>販売、マーケティングの手法</td></tr> <tr> <td>食品加工実習</td><td>職業専門</td><td>栽培・畜産コース</td><td>食品加工技術</td></tr> <tr> <td>木材加工実習</td><td>職業専門</td><td>林業コース</td><td>木材加工の技術</td></tr> <tr> <td>大型機械実習Ⅱ</td><td>職業専門</td><td>全員</td><td>高度な知識、農業機械士の資格</td></tr> <tr> <td rowspan="5">4年</td><td>林業機械実習</td><td>職業専門</td><td>林業コース</td><td>林業機械の操作技術</td></tr> <tr> <td>経営実習Ⅰ</td><td>職業専門</td><td>グループ単位</td><td>臨地実務実習</td></tr> <tr> <td>経営実習Ⅱ</td><td>職業専門</td><td>グループ単位</td><td>臨地実務実習</td></tr> <tr> <td>経営分析演習Ⅰ</td><td>総合</td><td>グループ単位</td><td>経営分析、課題解決</td></tr> <tr> <td>経営分析演習Ⅱ</td><td>総合</td><td>グループ単位</td><td>経営分析、課題解決</td></tr> <tr> <td></td><td>プロジェクト研究</td><td>総合</td><td>個別指導</td><td>研究手法や問題解決の能力養成</td></tr> </tbody> </table> 2) 到達目標の明確性と段階性 各授業科目の到達目標は具体的に示されており、学生が何を身につけるべきかを明確にした。例えば、 ア) 1年生の「総合実習」では、農業機械の操作や生産過程の理解など、農業の基本的な知識と技術を習得することを目標として設定している。 イ) 2年生の「圃場実習」では、作物の栽培管理の基礎を学び、環境に配慮した農				学年	科目名	科目区分	指導対象	内容	1年	総合実習	職業専門	全員	農林業全般、各コースの基礎	2年	圃場実習	職業専門	コース別	生産の基本	生産マネジメントⅠ	職業専門	コース別	生産技術の基礎	農山村デザイン演習	展開	全員	農山村の問題発見と解決力	GAP演習	職業専門	全員	GAPの理解とスキル	大型機械実習Ⅰ	職業専門	全員	トラクターの操作技術・免許	3年	演習林実習	職業専門	林業コース	森林管理の調査法と技術	生産マネジメントⅡ	職業専門	コース別	生産技術と管理の基礎～応用	企業実習	職業専門	コース別	臨地実務実習	販売管理実習	職業専門	全員	販売、マーケティングの手法	食品加工実習	職業専門	栽培・畜産コース	食品加工技術	木材加工実習	職業専門	林業コース	木材加工の技術	大型機械実習Ⅱ	職業専門	全員	高度な知識、農業機械士の資格	4年	林業機械実習	職業専門	林業コース	林業機械の操作技術	経営実習Ⅰ	職業専門	グループ単位	臨地実務実習	経営実習Ⅱ	職業専門	グループ単位	臨地実務実習	経営分析演習Ⅰ	総合	グループ単位	経営分析、課題解決	経営分析演習Ⅱ	総合	グループ単位	経営分析、課題解決		プロジェクト研究	総合	個別指導	研究手法や問題解決の能力養成
学年	科目名	科目区分	指導対象	内容																																																																																						
1年	総合実習	職業専門	全員	農林業全般、各コースの基礎																																																																																						
2年	圃場実習	職業専門	コース別	生産の基本																																																																																						
	生産マネジメントⅠ	職業専門	コース別	生産技術の基礎																																																																																						
	農山村デザイン演習	展開	全員	農山村の問題発見と解決力																																																																																						
	GAP演習	職業専門	全員	GAPの理解とスキル																																																																																						
	大型機械実習Ⅰ	職業専門	全員	トラクターの操作技術・免許																																																																																						
3年	演習林実習	職業専門	林業コース	森林管理の調査法と技術																																																																																						
	生産マネジメントⅡ	職業専門	コース別	生産技術と管理の基礎～応用																																																																																						
	企業実習	職業専門	コース別	臨地実務実習																																																																																						
	販売管理実習	職業専門	全員	販売、マーケティングの手法																																																																																						
	食品加工実習	職業専門	栽培・畜産コース	食品加工技術																																																																																						
	木材加工実習	職業専門	林業コース	木材加工の技術																																																																																						
	大型機械実習Ⅱ	職業専門	全員	高度な知識、農業機械士の資格																																																																																						
4年	林業機械実習	職業専門	林業コース	林業機械の操作技術																																																																																						
	経営実習Ⅰ	職業専門	グループ単位	臨地実務実習																																																																																						
	経営実習Ⅱ	職業専門	グループ単位	臨地実務実習																																																																																						
	経営分析演習Ⅰ	総合	グループ単位	経営分析、課題解決																																																																																						
	経営分析演習Ⅱ	総合	グループ単位	経営分析、課題解決																																																																																						
	プロジェクト研究	総合	個別指導	研究手法や問題解決の能力養成																																																																																						

	業について理解することを目標としている。 ウ) 2、3年生の「生産マネジメント実習Ⅰ・Ⅱ」、「企業実習」では、生産計画の策定から実行、評価までの一連のプロセスを体験し、実践的な生産管理能力を養うことを目標としている。 エ) 2年生の「農山村デザイン演習」では、社会調査の方法を身につける、社会調査の対象地域の現状と課題を説明できるなど、地域社会の課題を発見し、解決策を提案する能力を養うことが目標として設定されている。 オ) 4年生の「経営実習Ⅰ・Ⅱ」、「経営分析演習Ⅰ・Ⅱ」では、経営戦略や財務状況などを分析し、農林業経営体の課題と解決策を提案できる能力を養うことを目標としている。 これらの到達目標は、1年生から4年生へと段階的にレベルアップされており、学生は徐々に高度な知識とスキルを習得していくことができる。例えば、1年生では農業の基本的な知識と技術を学び、2、3年生では生産技術と現場体験、および農山村での社会調査法を学び、4年生では経営分析を行い、経営戦略を立案するなど、段階的に専門性を深めていく目標が明確に定められている。 3) 授業内容と到達目標の一致性 各授業科目の内容も、到達目標に沿った適切なものが設定されている。例えば、 ア) 「圃場実習」では、実際に作物を栽培することで、栽培管理の基礎を体験的に学ぶことができる。 イ) 「生産マネジメント実習Ⅰ・Ⅱ」では、生産計画の策定に必要な計算方法や、先端技術の導入方法を学ぶことで、農業経営における収支計算の基礎を習得することができる。 ウ) 農山村デザイン演習では、地域住民と協力して、地域課題解決のためのプロジェクトを実施することで、到達目標である「社会調査の対象地域の課題への対策について自らの考えを説明できる」能力を養うことができる。 エ) 「経営実習Ⅰ・Ⅱ」、「経営分析演習Ⅰ・Ⅱ」では、実習経営体の経営データを分析し、課題と解決策を提案することで、経営分析能力を養うことができる。このように、授業内容は到達目標を達成するために必要な知識やスキルを習得できるよう、体系的に構成されている。
自己評価	農山村地域リーダーの農林業経営者育成という目的を達成するために、授業内容と目標設定の観点では、各科目において到達目標が明示され、それらが段階的及び体系的な授業科目の履修の観点から適切な水準となっているとともに、到達目標に即した内容となっている。

関連資料

令和6年度実施 分野別認証評価報告書（農林環境分野） 静岡県立農林環境専門
職大学【資料D 01】

3) 特色ある教育研究の取組み

タイトル (No. 2)	担い手育成支援事業への取組																																																															
分析の背景	将来の農畜産業の担い手の育成や、地域農業の振興・発展及び地域活性化に繋げることを目的とする「JAバンク静岡アグリサポートプログラム」における担い手育成支援事業が、静岡県信用農業協同組合連合会(支援団体)との協議により継続的に実施されることとなった。併設する農林環境専門職大学短期大学部と共同で、令和3年度から毎年実施している。																																																															
分析の内容	令和6年度は助成上限の100万円を上回る応募が得られ、教務委員長と研究推進委員長との審査協議によって助成限度額まで絞り込みを行った。その後、支援団体に申請し、下記の課題が採択され、実施された。研究結果については、年度末に本学で開催された成果発表会で報告された。 令和6年度 採択課題 <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th><th>応募者(学生)</th><th>担当教員</th><th>助成申請額</th><th>研究テーマ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>短大2年</td><td>山家</td><td>100,000</td><td>光触媒と1-MCPを利用したイチジク果実の鮮度保持技術の開発</td></tr> <tr> <td>2</td><td>大学3年</td><td>太田</td><td>94,220</td><td>地域における共同的な農福連携(作業受委託)の提案</td></tr> <tr> <td>3</td><td>短大2年</td><td>横田</td><td>90,780</td><td>先進的な取り組みの導入による茶業経営体の安定化に関する研究</td></tr> <tr> <td>4</td><td>短大2年 他5名</td><td>吉村</td><td>95,000</td><td>学校教育における茶育に関する研究</td></tr> <tr> <td>5</td><td>短大2年</td><td>杉山(泰)</td><td>90,000</td><td>ウンシュウミカンの北部地域における経済栽培の可能性調査</td></tr> <tr> <td>6</td><td>大学4年</td><td>鎌田</td><td>85,000</td><td>特産品の知名度向上とブランド化に関わる調査研究～森町の甘々娘と次郎柿を主体に～</td></tr> <tr> <td>7</td><td>大学3年・短大2年(2人)</td><td>祐森、貞弘、渡邊、青山</td><td>100,000</td><td>屑米と陳皮を主体とした自家配合飼料給与が採卵成績に及ぼす影響</td></tr> <tr> <td>8</td><td>大学3・4年</td><td>武藤</td><td>100,000</td><td>AI技術を用いたバラの花蕾ステージの分類と本数の計測方法の開発</td></tr> <tr> <td>9</td><td>大学3・4年</td><td>丹羽</td><td>95,000</td><td>静岡県ゆかりの農産物の特性解析と商品開発</td></tr> <tr> <td>10</td><td>大学4年</td><td>佐藤</td><td>100,000</td><td>ニホンナシ「麗秋」に対する袋掛け処理による品質向上</td></tr> <tr> <td>11</td><td>短大2年他1名</td><td>鈴木</td><td>50,000</td><td>茶園土壌の炭素貯留能及び低コスト施肥体系に関する研究</td></tr> </tbody> </table>				番号	応募者(学生)	担当教員	助成申請額	研究テーマ	1	短大2年	山家	100,000	光触媒と1-MCPを利用したイチジク果実の鮮度保持技術の開発	2	大学3年	太田	94,220	地域における共同的な農福連携(作業受委託)の提案	3	短大2年	横田	90,780	先進的な取り組みの導入による茶業経営体の安定化に関する研究	4	短大2年 他5名	吉村	95,000	学校教育における茶育に関する研究	5	短大2年	杉山(泰)	90,000	ウンシュウミカンの北部地域における経済栽培の可能性調査	6	大学4年	鎌田	85,000	特産品の知名度向上とブランド化に関わる調査研究～森町の甘々娘と次郎柿を主体に～	7	大学3年・短大2年(2人)	祐森、貞弘、渡邊、青山	100,000	屑米と陳皮を主体とした自家配合飼料給与が採卵成績に及ぼす影響	8	大学3・4年	武藤	100,000	AI技術を用いたバラの花蕾ステージの分類と本数の計測方法の開発	9	大学3・4年	丹羽	95,000	静岡県ゆかりの農産物の特性解析と商品開発	10	大学4年	佐藤	100,000	ニホンナシ「麗秋」に対する袋掛け処理による品質向上	11	短大2年他1名	鈴木	50,000	茶園土壌の炭素貯留能及び低コスト施肥体系に関する研究
番号	応募者(学生)	担当教員	助成申請額	研究テーマ																																																												
1	短大2年	山家	100,000	光触媒と1-MCPを利用したイチジク果実の鮮度保持技術の開発																																																												
2	大学3年	太田	94,220	地域における共同的な農福連携(作業受委託)の提案																																																												
3	短大2年	横田	90,780	先進的な取り組みの導入による茶業経営体の安定化に関する研究																																																												
4	短大2年 他5名	吉村	95,000	学校教育における茶育に関する研究																																																												
5	短大2年	杉山(泰)	90,000	ウンシュウミカンの北部地域における経済栽培の可能性調査																																																												
6	大学4年	鎌田	85,000	特産品の知名度向上とブランド化に関わる調査研究～森町の甘々娘と次郎柿を主体に～																																																												
7	大学3年・短大2年(2人)	祐森、貞弘、渡邊、青山	100,000	屑米と陳皮を主体とした自家配合飼料給与が採卵成績に及ぼす影響																																																												
8	大学3・4年	武藤	100,000	AI技術を用いたバラの花蕾ステージの分類と本数の計測方法の開発																																																												
9	大学3・4年	丹羽	95,000	静岡県ゆかりの農産物の特性解析と商品開発																																																												
10	大学4年	佐藤	100,000	ニホンナシ「麗秋」に対する袋掛け処理による品質向上																																																												
11	短大2年他1名	鈴木	50,000	茶園土壌の炭素貯留能及び低コスト施肥体系に関する研究																																																												
自己評価	教員の支援のもと、学生の課題解決研究が積極的に取り組まれ、とても良い総合学修ができた。研究結果については、JAバンク静岡の担い手育成支援事業実績・成果報告書として県下のJAグループに配布され、本学の学生の取組が広く周知された。																																																															
関連資料																																																																

3) 特色ある教育研究の取組み

タイトル (No. 3)	開学5周年記念プロジェクト
分析の背景	本学は、全国初の農林業分野の専門職大学及び専門職短期大学として令和2年(2020)に開学した。開学から5年を迎える今年(令和6年)は、未来を担う農林業人材の育成と、魅力あふれる大学づくりをより一層進めていくため、開学5周年記念事業を実施した。
分析の内容	開学5周年記念プロジェクトの実施に当たり、クラウドファンディングを目標金額100万円、寄附金使用用途は開学5周年記念事業、開学5周年記念誌の刊行、開学記念式典の実施、校歌の制作として実施した。 開学5周年記念講演会は、令和6年12月10日に磐田市内のGREENITY IWATAにおいて開催した。静岡県知事(ビデオメッセージ)、静岡県立大学 小林公子 副学長、静岡文化芸術大学 横山 俊夫理事長・学長より祝辞をいただき、記念講演1 草地博昭 磐田市長より「安心できるまち 人が集まるまちを目指して」、記念講演2 宮地 誠 株式会社Happy Quality代表取締役より「生産から流通までの世界のスタンダードを創る」、記念講演3 達 志保 本学准教授より「いまを生きる徐福伝説 ―静岡で育てた不死薬の木―」を行った。農業団体関係者、経済団体関係者、教育課程連携協議会委員等約100名(オンライン参加者を含む)が参加した。
自己評価	これまで御支援をいただいた多くの皆様に感謝を伝えるとともに、本学のさらなる知名度向上と幅広い業界との関係構築を期し、開学記念講演会を盛況に開催することができた。また、最後には卒業生ビデオメッセージを紹介するとともに、実際に卒業生も登壇し、社会で元気に活躍している様子がうかがえた。
関連資料	クラウドファンディングチラシ【資料E 05】 開学5周年記念講演会開催要領【資料E 06】 出席者名簿【資料E 07】 開催報告①(本学HP掲載)【資料E 08】 開催報告②【資料E 09】

3) 特色ある教育研究の取組み

タイトル (No. 4)	ボゴール農科大学 (IPB University) の学生 2 名を受け入れ
分析の背景	令和 5 年 3 月 2 日にボゴール農科大学 (IPB) と大学間交流に関する覚書を締結した。本年 (令和 6 年) は本学とインドネシア共和国ボゴール農科大学との覚書に基づき、ボゴール農科大学から研修生を受け入れ、インドネシア共和国の農林業分野における人材育成を支援する目的で行った。また、今回の研修生受け入れを通じて、両大学の相互理解の促進を図る。本年は 2 名の研修生を受け入れた。
分析の内容	IPB より 2 名の学生が本学及び農業法人において教育プログラムに一ヶ月間 (7 月 1 日～8 月 3 日) 参加し、研修を実施した。大学では実習や体育の講義のほかに茶道・華道の講義などを受講し、学生との交流会に参加した。農業法人における研修では、掛川市のキウイフルーツカントリー Japan においてキウイの管理作業や観光農業を研修した。 なお、令和 6 年 5 月 22 日 (水) には、IPB から代表 3 名が来訪し、7 月に予定されている IPB-SV 学生 2 名受け入れに関する打合せを中心に、相互の連携に関して意見交換を行った。 また、学内では国際交流支援タスクフォースを立ち上げ対応した。
自己評価	コロナ禍のため国際交流については実施できなかったが、令和 5 年に日本におけるコロナウイルスの感染症の分類が 5 類になったため、少しずつ国際交流が実施できるようになった。 本年は、実際に IPB より 2 名の研修生を受け入れるための体制整備、宿泊のための寮や受け入れ法人との調整など準備に始まり、無事研修を修了することができ、今後の受け入れにも役に立つと思われた。また、学生との交流により、国際感覚を持った学生の育成が進むものと思われる。
関連資料	静岡県立農林環境専門職大学等国際交流支援タスクフォースに関する草案【資料 E 10】、招へい理由書【資料 E 11】、IPB 学内日程【資料 E 12】、IPB 全体日程【資料 E 13】、IPB 研修関係の概要【資料 E 14】、ボゴール農科大学研修生紹介【資料 E 15】

3) 特色ある教育研究の取組み

タイトル (No. 5)	韓国農学部 of 営農創業事業 of 国外農業実習教育 of 大学生を受け入れ
分析の背景	忠南大学と慶北大学の農学部 of 学部生のうち卒業後営農を希望している学部3年生で営農創業の特化教育プログラム受講中の生徒（園芸専攻）が、①国外の多様な農業現場を経験し、営業事業計画書を作成することが出来る。②農業の国際化に対応できる専門農業経営者を育成する。を目的とした研修の一環として本学において農業実習教育プログラムを受講した。
分析の内容	令和6年7月12日 忠南大学（学生10名＋引率2名）、8月2日 慶北大学（学生10人＋引率1人）に農業実習教育プログラムを行った。プログラムでは、果樹実習（山家准教授）、施設園芸講義（西村教授）を本学の学生と一緒に受講した。また、交流会として本学の学生と一緒に各大学紹介、韓国と日本農業の紹介をお互いにしたのち相互ディスカッションにより理解を深めた。なお、韓国の大学の受け入れに関しては国際交流支援タスクフォースにおいて対応・調整を行った。
自己評価	各大学に対して1日の教育プログラムを実施したが、多くの質問を受けることで我々も勉強するところがあった。また、韓国の農業の現状や社会課題なども研修中に知ることができ有意義であった。特に、学生との交流ではスマホの翻訳機能を多用し、かなり突っ込んだ議論ができていたようで、国際感覚を持った学生の育成が進むものと思われた。本教育プログラムは今後の受け入れにも役に立つと思われた。
関連資料	静岡県立農林環境専門職大学等国際交流支援タスクフォースに関する草案【資料E10】